

浜中町 第3期子ども・子育て 支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)



子どもが 親が 地域が育つまちづくり

浜中町
令和7年3月

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 策定の背景と趣旨	2
(1) 少子化の進行と子育て支援	2
(2) 子ども・子育て支援新制度	2
(3) 浜中町子ども・子育て支援事業計画	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
第2章 子どもと家庭等を取り巻く状況	5
1 人口・世帯の状況	6
(1) 人口動態	6
(2) 世帯の動向	8
2 結婚・就業の状況	10
(1) 未婚率	10
(2) 母親の年齢階級別出生数	11
(3) 女性の就業率の推移	12
(4) 女性の産業別・年代別雇用者割合	12
3 子育て環境	13
(1) 子どもの教育・保育環境	13
(2) 児童生徒の状況	15
(3) 障がい児福祉サービスの状況	15
(4) 子育て支援サービス	15
(5) 子ども・子育てをめぐる問題の動向	17
(6) 母子保健事業	18

4 計画策定のためのアンケート	20
(1) 調査の概要	20
(2) アンケート結果の概要	21
第3章 計画策定の基本的考え方	37
1 計画の基本理念	38
2 基本的視点	39
3 基本目標	40
4 施策の体系	41
第4章 施策の展開	43
基本目標1 すべての家庭の子育てを支援する環境づくり	44
(1) 地域における子育て支援	44
(2) 要保護児童等への対応などきめ細やかな取組の推進	47
(1) 子育てしやすい生活環境の整備・子ども等の安全の確保	49
(2) 子どもの心身の健やかな成長を育む環境づくり	51
(3) 仕事と子育ての両立の推進	53
基本目標3 母と子の健康を支える環境づくり	54
(1) 妊産婦・乳幼児からの切れ目ない保健対策の充実	54
第5章 子ども・子育て支援事業	59
1 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	60
(1) 子ども・子育て関連法令による新たな支援制度	60
(2) 保育の必要性の認定区分	60
(3) 地域子ども・子育て支援事業	61
(4) 対象となる子ども	61
2 教育・保育提供区域の設定	62
3 推計児童人口	62

(1) 推計児童人口	62
4 教育・保育の量の見込みと提供体制	64
(1) 保育の量の見込みと確保策	64
(2) 教育の量の見込みと確保策	64
5 地域子ども・子育て支援事業	65
(1) 利用者支援事業	65
(2) 地域子育て支援拠点事業	65
(3) 妊産婦健康診査	66
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	66
(5) 養育支援訪問事業	66
(6) 子育て短期支援事業	67
(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	67
(8) 一時預かり事業	68
(9) 延長保育事業（時間外保育事業）	68
(10) 病児保育事業	68
(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	69
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	69
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	70
(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）	70
(15) 子育て世帯訪問支援事業	70
(16) 児童育成支援拠点事業（新規）	71
(17) 親子関係形成支援事業（新規）	71
(18) 産後ケア事業	71
(19) 妊婦等包括相談支援事業（新規）	71
第6章 計画の推進と点検体制	73

1 行政・住民・地域団体・企業等の役割	74
(1) 行政の役割	74
(2) 住民（個人・家庭）の役割	74
(3) 地域団体	74
(4) 企業等の役割	74
2 計画の推進体制	75
(1) 庁内における推進体制の充実	75
(2) 子ども・子育て会議の設置	75
(3) 住民参加による計画の推進	76
(4) 関係機関による連携の促進	76
資料編	77
浜中町子ども・子育て会議設置要綱	78
浜中町子ども・子育て会議委員名簿	79
浜中町子ども・子育て会議	80

第 1 章 計画策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

(1) 少子化の進行と子育て支援

近年、我が国は出生率の低下に加え、出生数の減少が続き、少子化が一層進んでいます。国では、こうした状況に対して、平成 15 年に少子化対策基本法、次世代育成支援対策推進法を制定し、少子化に歯止めをかけるための施策を充実させてきました。

さらに平成 24 年に子ども・子育て支援法を中心とするいわゆる子育て関連 3 法を成立させ、各自治体においても第 1 期子ども・子育て支援事業計画が策定され、乳児から小学校児童期における保育、教育の量・質を地域において一体的に向上させる取り組みがなされました。

少子化問題に対する方策は、ニッポン一億総活躍プランの中でも重要視され、平成 29 年に「子育て安心プラン」が発表され、子育てを単独で問題視するのではなく、待機児童の解消、女性就業率の向上、保育の受け皿の拡大、保護者への寄り添う支援の普及など、社会全体で取り組む課題であるとの認識が共有されるに至りました。

(2) 子ども・子育て支援新制度

数々の法令、施策を打ち出したにも関わらず、一時的な回復はあるものの出生率、出生数は構造的に上昇するに至らず、さらなる少子化を招いています。こうした中、国においては令和 4 年子ども・子育て支援法の一部改正、こども家庭庁の新設、子ども基本法の制定（施行は令和 5 年 4 月）と、子どもや子育てに関する法令、施策を新たに打ち出しています。

新たに制定された子ども基本法においては、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えるという「こどもまんなか社会」をうたっています。特に、子どもの貧困対策や若者の学びを支援し、居場所を提供する施策や、子どもの権利条約に基づいた取り組みを推進するなどが中心となります。

子ども・子育て支援施策についても、従来の流れを踏襲した子ども・子育て支援事業に加え、こうした新しい考え方を反映した施策を検討する必要があります。

(3) 浜中町子ども・子育て支援事業計画

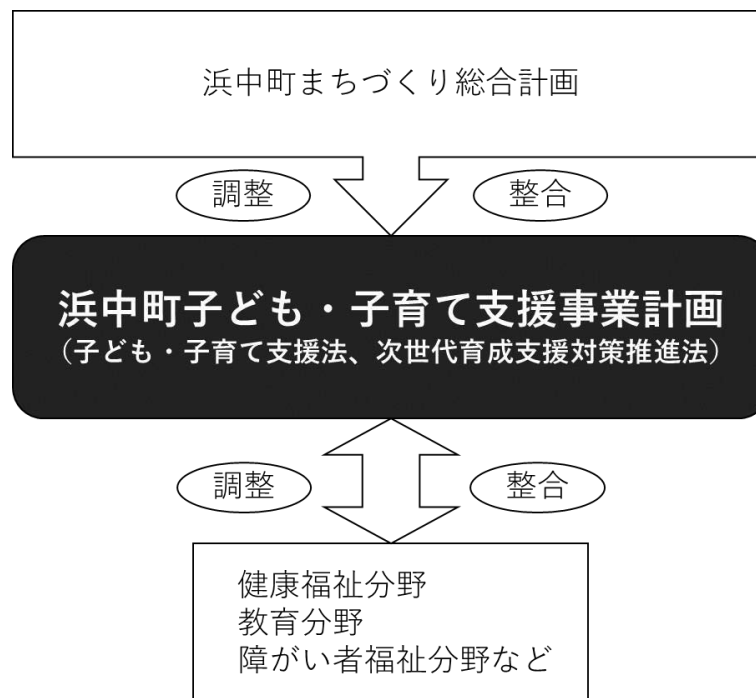
浜中町（以下本町という）においては、第 1 期子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年）を策定し継続して対象となる子ども（乳幼児、学童）に対して、保育・教育サービスを拡充しつつ、保護者に寄り添った子ども・子育て支援事業を展開してきました。さらに令和 2 年に第 2 期子ども・子育て支援事業計画を策定し、乳幼児・学童および保護者への支援を拡充してまいりました。

本計画は第 2 期子ども・子育て支援事業計画について振り返り、新たな施策を加えて引き続き本町の子ども・子育て支援施策の充実を図る目的で策定します。

2 計画の位置づけ

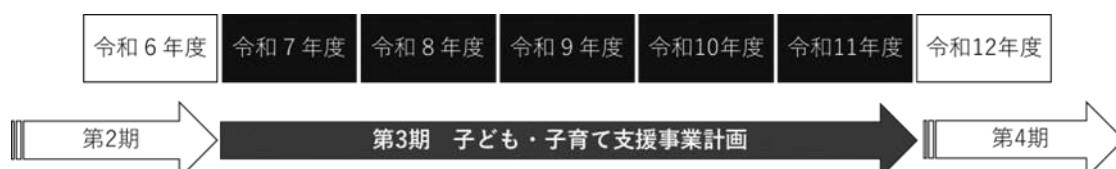
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める市町村計画であり、「改正次世代育成支援対策推進法」第8条において、市町村の努力義務として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」と一体的な計画として策定します。

また、町の最上位計画である「浜中町まちづくり総合計画」、健康福祉・教育分野、障がい者福祉分野など各分野の関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定しています。



3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。



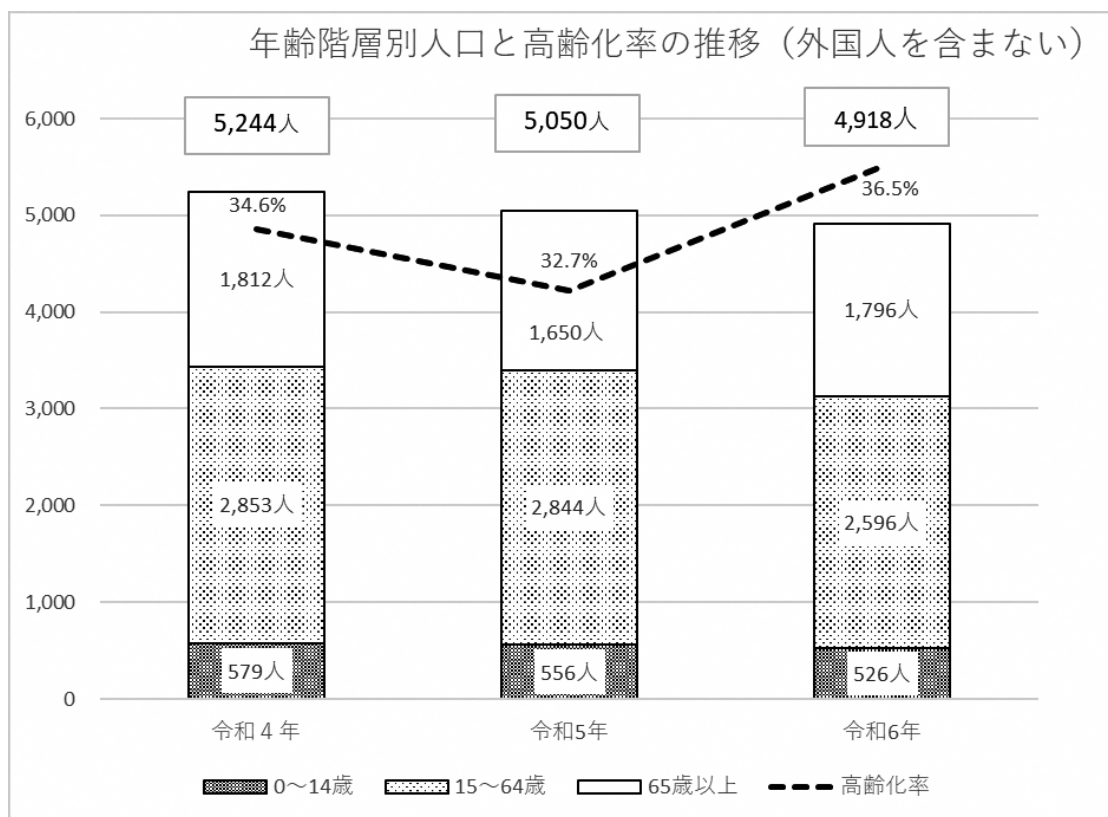
第2章 子どもと家庭等を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

(1)人口動態

①総人口の推移

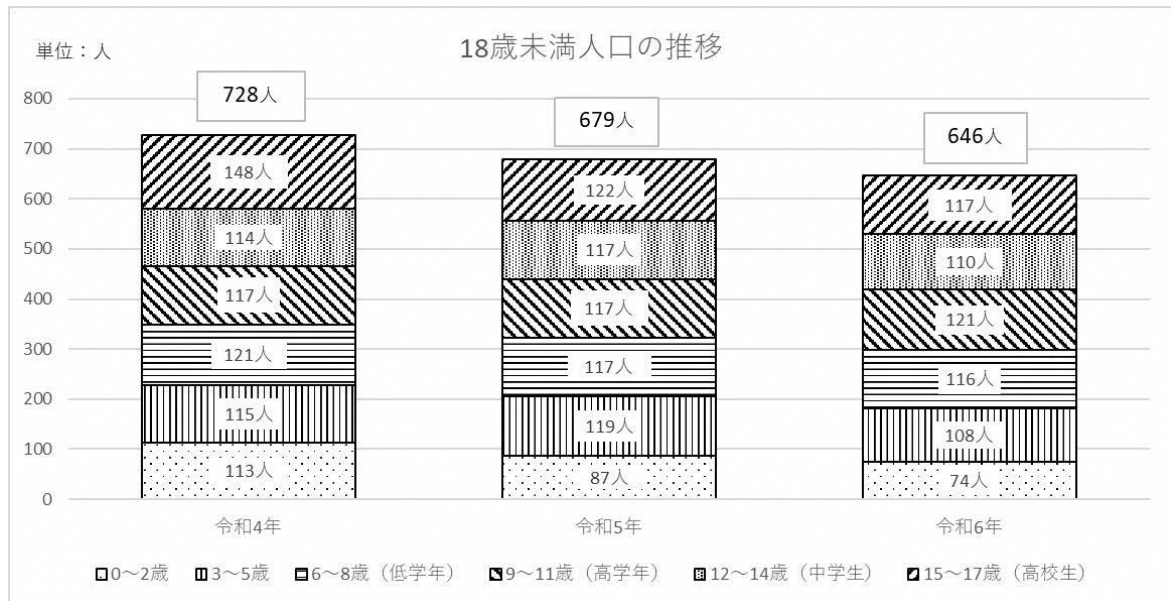
本町の人口動向は減少傾向にあります。令和6年4月時点で4,918人（外国人を含まず）となっています。同年の0～14歳の年少人口は526人、15～64歳の生産年齢人口は2,596人、65歳以上の高齢人口は1,796人であり、高齢化率は36.5%となっています。



出典資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

②子どもの人口

本町の子ども人口（0～17 歳）の人口は、令和 6 年 4 月時点で 646 人となっています。子ども人口全体としては、減少傾向にあります。その中で乳児、幼児、小学校低学年、中学生、高校生はいずれも前年から減少しています。小学校高学年のみ、前年から 4 人増加しています。



出典資料：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）

③出生数

入手できる最新の本町における出生数は令和 6 年 21 人、合計特殊出生率は 1.73 人となっています（合計特殊出生率は釧路・根室地域保健情報年報より）。

また、婚姻件数は 17 件、離婚件数は 6 件となっています。

合計特殊出生率は横ばい、出生数、婚姻件数、離婚件数はいずれも前年より減少しています。

区分		令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
出産（人）	出生数	24	27	21
	死産	0	0	0
	新生児死亡	0	0	0
	周産期死亡	0	0	0
婚姻（件）	婚姻件数	15	19	17
	離婚件数	9	7	6

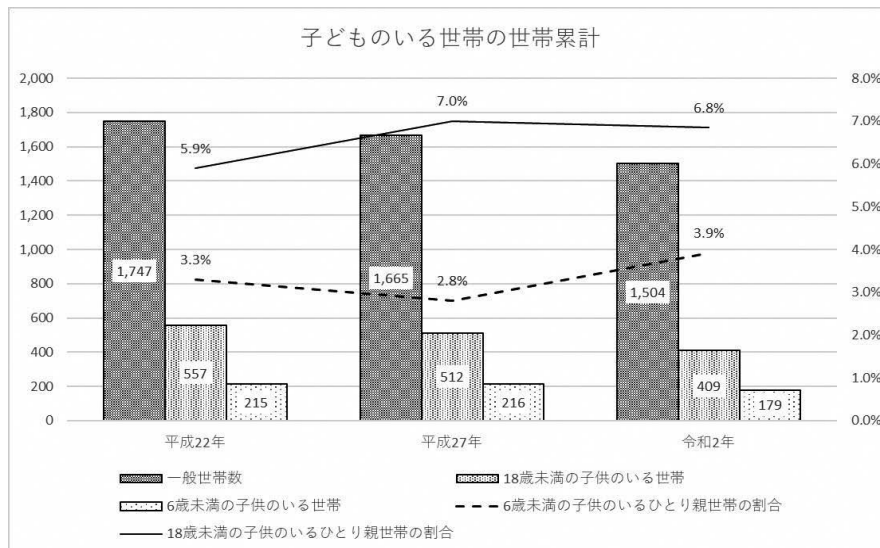
出典資料：浜中町人口動態調査票作成システム

(2)世帯の動向

本町の一般世帯数は令和 2 年時点で 1,504 世帯で、減少傾向にあります。そのうち、子どものいる世帯（6 歳未満の子どものいる世帯 179 世帯、18 歳未満の子どものいる世帯 409 世帯）はいずれも減少傾向にあります。

絶対数は少ないので、確かな傾向は不明ですが、ひとり親世帯は 6 歳未満の子どものいる世帯において前回調査から増加し、18 歳未満の子どものいる世帯において前回調査から減少しています。

区分		平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数（親族世帯）（A）		1,747	1,665	1,504
6歳未満の子どものいる世帯（B）		215	216	179
B/A		12.3%	13.0%	11.9%
	核家族世帯（a）	123	138	120
	a/B	57.2%	63.9%	67.0%
	ひとり親世帯（c）	7	6	7
	c/B	3.3%	2.8%	3.9%
	三世代・その他家族世帯（b）	92	78	59
	b/B	42.8%	36.1%	33.0%
18歳未満の子どものいる世帯（C）		557	512	409
C/A		31.9%	30.8%	27.2%
	核家族世帯(d)	315	322	277
	d/C	56.6%	62.9%	67.7%
	ひとり親世帯（f）	33	36	28
	f/C	5.9%	7.0%	6.8%
	三世代・その他家族世帯(e)	242	190	132
	e/C	43.4%	37.1%	32.3%



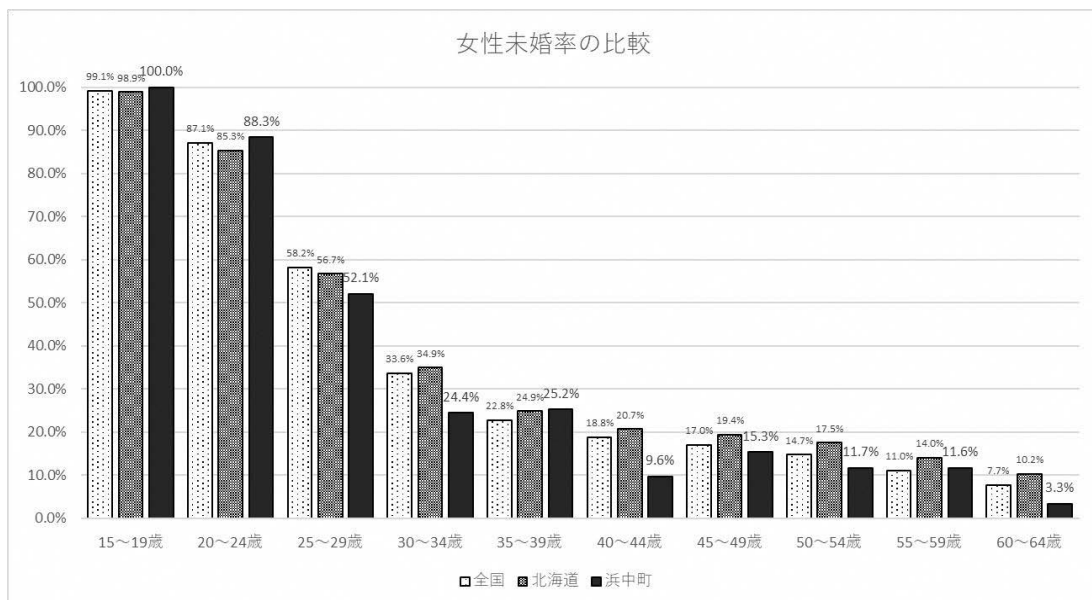
出典資料：国勢調査

2 結婚・就業の状況

(1)未婚率

本町の女性未婚率を年齢階級別に全国、北海道と比較すると、20～24歳の若年層で88.3%（全国87.1%、北海道85.3%）、35～39歳で25.2%（全国22.8%、北海道24.9%）とやや高いです。

そのほかの年齢階級においてはいずれも全国、北海道に比べて低くなっています。特に40～44歳で9.6%（全国18.8%、北海道20.7%）と大幅に低くなっています。

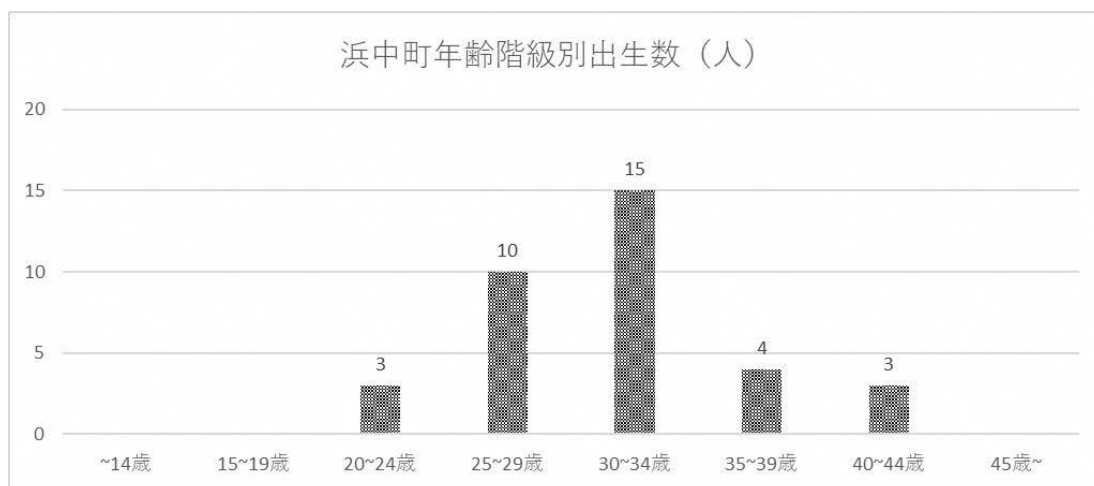


出典資料：令和2年国勢調査

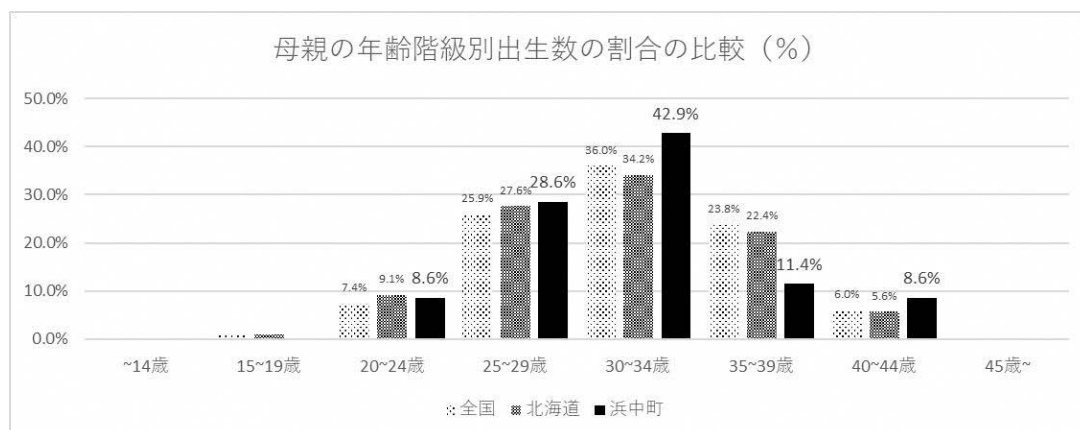
(2)母親の年齢階級別出生数

本町の母親の年齢階級別に出生数は、25～29歳と30～34歳が多くなっています。

出生総数に占める出生数の割合を全国、北海道と比較すると、30～34歳が42.9%と全国36.0%、北海道34.2%に比べて顕著に高いです。



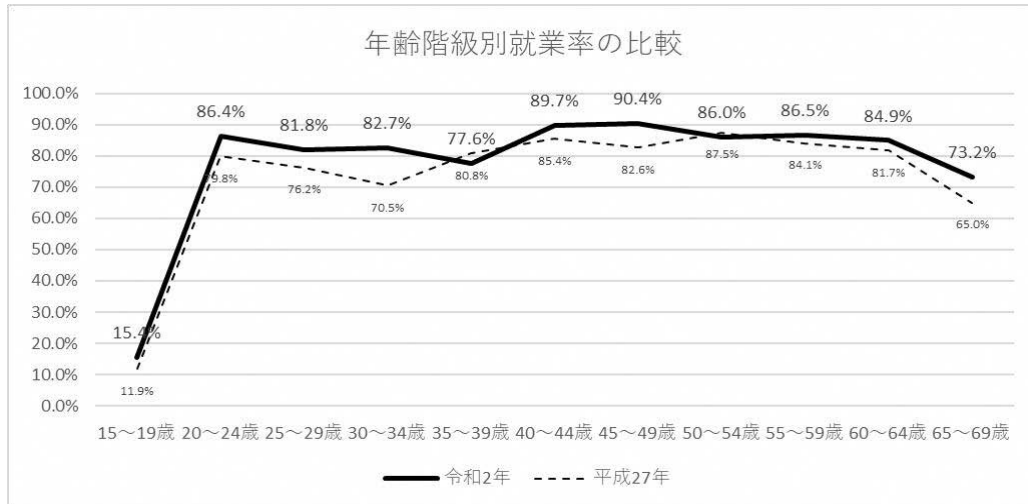
出典資料：令和3年北海道保健情報（釧路根室地域保健情報年報）



出典資料：令和3年北海道保健情報（釧路根室地域保健情報年報）

(3)女性の就業率の推移

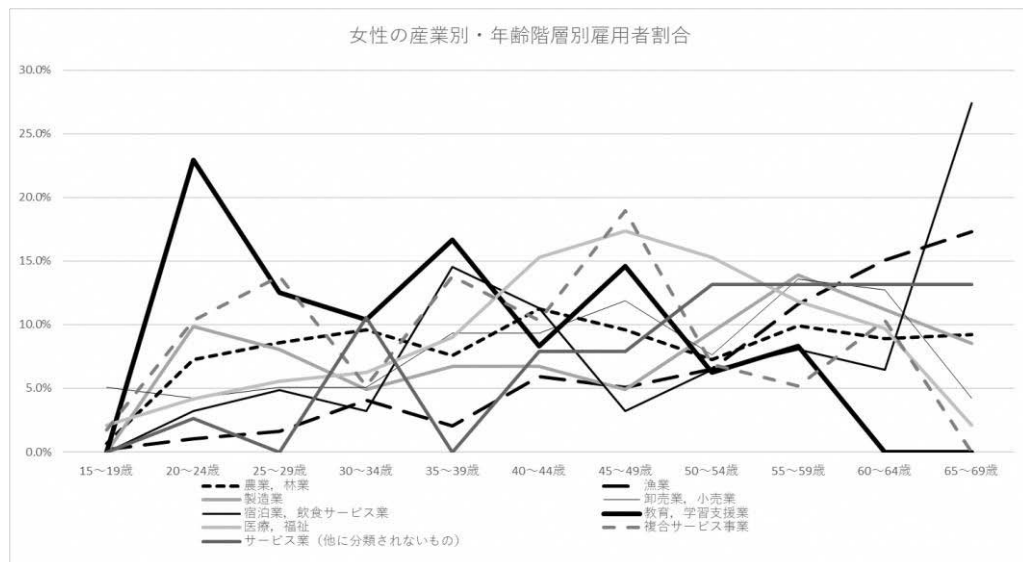
本町の年齢階級別女性の就業率は 20 歳以上の年齢階級においておおむね 80%を超える水準です。前回調査と比較すると、20～24 歳、25～29 歳、30～34 歳の階級において就業率が高くなっており、比較的若い世代の女性が就業していることがわかります。



出典資料：令和 2 年国勢調査

(4)女性の産業別・年代別雇用者割合

女性の産業別・年代別雇用者割合です、教育、学習支援業、複合サービス業、製造業において 20～24 歳、25～29 歳の若年層が多く、35～39 歳では卸売業、小売業も多くなっています。



出典資料：令和 2 年国勢調査

3 子育て環境

(1)子どもの教育・保育環境

町内の認可保育所は、「町立霧多布保育所」と「町立茶内保育所」の 2 か所です。年齢別入所児童数の推移は以下のとおりです。

認可保育所の状況

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
保育所数		2	2	2	2	2
定員数		220	220	220	220	220
入所児童数		126	132	117	107	93
内 訳	0 歳児	4	0	1	2	1
	1 歳児	19	25	9	10	14
	2 歳児	19	16	24	14	9
	3 歳児	27	30	27	30	19
	4 歳児	35	27	29	24	28
	5 歳児	22	34	27	27	22
入所率 (%)		57.2	60.0	53.1	48.6	42.2
保育士数 (うちパート)		22(6)	21(8)	20(5)	19(4)	21(4)
障害児 保育	実施箇所数	2	2	2	2	2
	利用児童数	9	9	8	6	8

出典資料：各保育所（各年 4 月 1 日現在）

町内の認可外保育所は、「町立散布保育所」、「町立浜中保育所」、「町立姉別保育所」の3か所です。

認可外保育所の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所数		3	3	3	3	3
定員数		170	170	170	170	170
入所児童数		41	40	38	41	44
内 訳	0歳児	0	0	0	0	0
	1歳児	0	0	0	0	0
	2歳児	5	6	4	5	5
	3歳児	10	9	14	13	11
	4歳児	13	12	9	14	14
	5歳児	13	13	11	9	14
入所率（％）		24.1	23.5	22.3	24.1	25.8
保育士数（うちパート）		7(2)	6(1)	6(1)	8(2)	8(2)
障 害 児 保 育	実施箇所数	1	2	3	3	3
	利用児童数	2	3	6	5	7

(2)児童生徒の状況

児童生徒数（各年度 5 月 1 日現在）

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
小 学 校	学校数	4	4	4	4	4
	学級数	19	20	19	19	20
	特別支援学級数	9	9	10	11	12
	児童数	254	236	240	240	241
	教員数	39	40	40	41	46
中 学 校	学校数	4	4	4	4	4
	学級数	12	10	10	10	11
	特別支援学級数	7	6	6	6	4
	生徒数	130	122	112	117	113
	教員数	44	36	37	37	39

(3)障がい児福祉サービスの状況

障がい児福祉サービスの状況

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①児童発達支援	支給決定実人数	6	6	16	10
	延利用日数	227	846	1,178	549
②放課後等 デイサービス	支給決定実人数	8	8	15	21
	延利用日数	295	1,200	2,097	918

(4)子育て支援サービス

①子育て支援センター

子育て支援センター利用状況

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
浜中町保育所 地域子育て支 援センター	実施回数(回)	282	331	314	323
	延 べ 利 用 人 数 (人)	2,574	2,522	1,552	2,778
	利用世帯数 (世 帯)	1,252	1,201	753	1,386

子育て支援センター登録者数

区 分	令和 6 年度
登録児童数	25

②放課後児童クラブ

放課後児童クラブの実施内容

実施場所	茶内放課後児童クラブ（農業者トレーニングセンター内） 霧多布放課後児童クラブ（町立霧多布小学校内）	
開設時間	平日	下校時～午後 5 時（最大延長 5 時 45 分まで）
	小学校の 休業日及 び休校日	午前 8 時から午後 5 時まで（最大延長 5 時 45 分ま で）
	日曜日、祝祭日、年末年始（12 月 28 日～1 月 3 日まで）はお休 みになります。	
費 用	利用料は無料 別途：3,000 円／月（おやつ代、保険料）	

放課後児童クラブの状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
児童クラブ数	2	2	2	2	2
対 象 児 童 数 (人)	196	236	240	240	241
在籍者数 (人)	62	47	50	49	58
在籍割合 (%)	31.6	19.9	20.8	20.4	24.0

③公園の整備状況

町内には霧多布児童遊園地（浜中町霧多布東3条2丁目57～59番地）のほか、茶内ふれあい広場があります。現在、各所について遊具の設置、管理を行っています。

(5)子ども・子育てをめぐる問題の動向

①児童虐待相談対応件数

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養護相談件数	11	13	15	13	8

②民生委員・児童委員

民生委員児童委員は町内に20名、主任児童委員は2名となっています。

(6)母子保健事業

①定期健康診査の受診状況

定期健康診査の受診状況

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
妊婦健診	対象者数 (人)	32	34	22	26
	延受診者数 (人)	435	383	293	284
乳児健診	対象者数 (人)	96	80	59	57
	受診者数 (人)	91	77	56	57
	受診率 (%)	94.7	96.2	94.9	100
1 歳 6 か月 健診	対象者数 (人)	41	46	36	34
	受診者数 (人)	37	46	36	33
	受診率 (%)	90.2	100	100	97.0
3 歳児健診	対象者数 (人)	38	43	41	45
	受診者数 (人)	37	42	39	45
	受診率 (%)	97.3	97.6	95.1	100

歯科健康診査の実施状況

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
妊婦歯科 健診	対象者数 (人)	33	34	31	26
	受診者数 (人)	11	12	10	6
	受診率 (%)	33.3	35.2	32.2	23.0
保育所歯科健診	対象者数 (人)	173	352	165	157
	受診者数 (人)	170	338	165	156
	受診率 (%)	98.2	96.0	100	99.3

②母子保健健康相談等の状況

訪問相談等の実施状況

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
母子健康手帳交付	交付件数(件)	33	34	30	23
乳幼児家庭全戸訪問事業	訪問件数(件)	44	39	19	22

教室・指導等の実施状況

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
マタニティ教室	開催回数 (回)	5	1	0	4
	延参加人数 (人)	7	1	0	6
養育支援訪問事業	訪問件数(件)	10	19	5	9

③子育て・栄養・歯科相談等

各種教室等の実施状況

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳 幼 児	ママのつどい	回	0	1	2	24
		人	3	0	3	30
	むし歯予防教室	人	97	47	60	46
	子育て支援センター 料理教室	回	5	5	10	17
		人	55	32	57	210
保 育 所	歯科教室	人	139	150	75	60
	ぱくぱく教室	人	128	0	127	156
	フッ化物洗口	人	86	84	77	64
学 校	歯科教室	人	255	29		
	歯科相談	人	456	403	423	
	フッ化物洗口	人	227	210	200	205
	わくわくクッキング	人	0	0	11	16
	高校生食生活教室	人	26	17	22	19
	児童クラブ料理教室	人	0	0	0	0

4 計画策定のためのアンケート

(1)調査の概要

本調査は、子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、「第3期浜中町子ども・子育て支援事業計画」を策定するために必要な基礎資料の収集を目的に実施しました。

調査対象	町内に在住する就学前児童及び小中学生の保護者全員 ・就学前児童の保護者：228人 ・小中学生の保護者：359人
調査期間	令和6年1月～2月
調査方法	Web アンケート調査（案内文の配布、Web サイトによる回答）

回収結果は以下の通りです。

	配布数 (票)	回収数 (票)	白票 (票)	有効回収数 (票)	有効回収率 (%)
就学前児童の 保護者向け	228	143	9	128	56.1%
小中学生の 保護者向け	359	145	2	143	39.8%
合 計	587	288	11	271	46.2%

調査結果については以下の方針で示しています。

図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。

百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を 100%として算出し、本文及び図の数字に関しては、すべて小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。複数回答の設問では、すべての比率の合計が 100%を超えることがあります。

平成 30 年度に実施した前回のアンケート調査結果は「前回調査」として記載しており、それぞれの項目の後に（n）として、各項目の回答者数を表記しています。

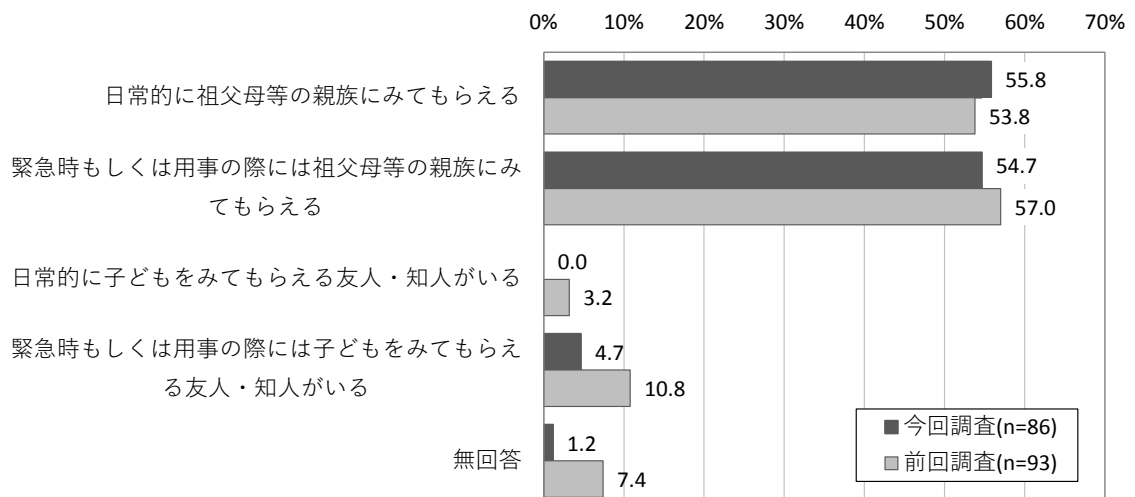
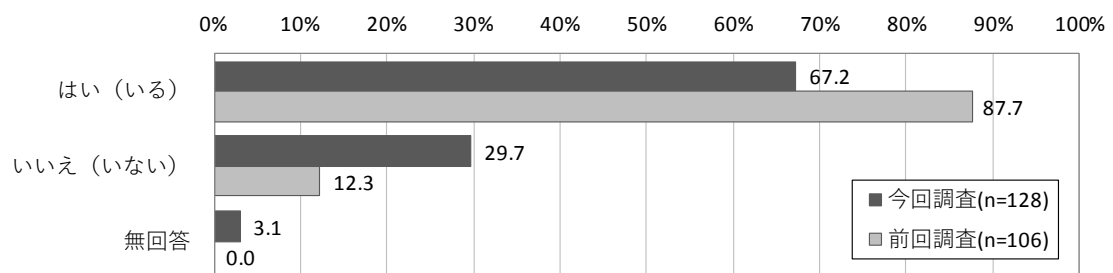
(2) アンケート結果の概要

① 就学前児童の保護者向け調査結果

子どもをみてもらえる親族・知人の有無

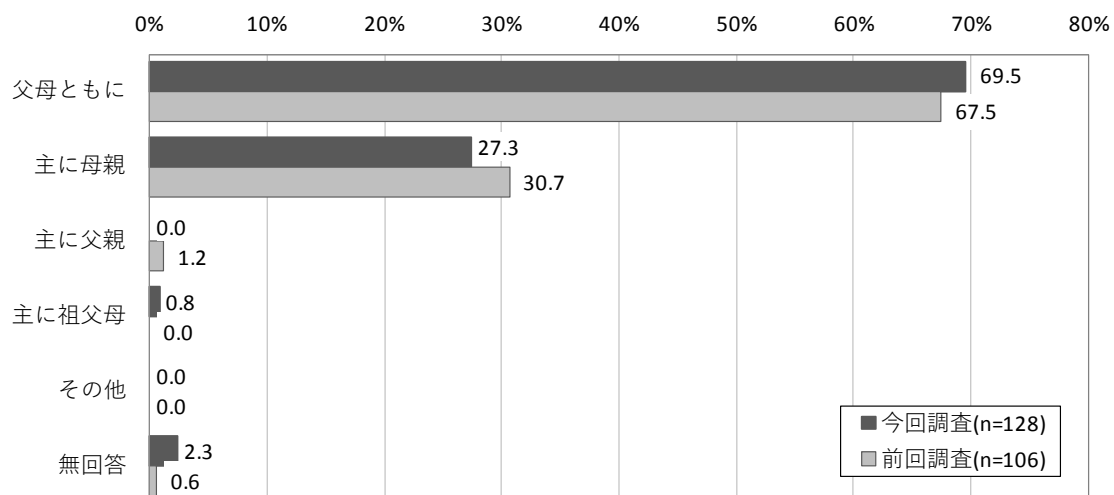
子どもをみてもらえる親せきや友人・知人がいるかどうかで「はい（いる）」と回答した人は 67.2% で前回調査と比較すると 20.5 ポイント低くなっています。

子どもをみてもらえる状況は「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 55.8%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 54.7% となっており、前回調査と大きな差異はみられません。



主に子どもの世話を行っている人

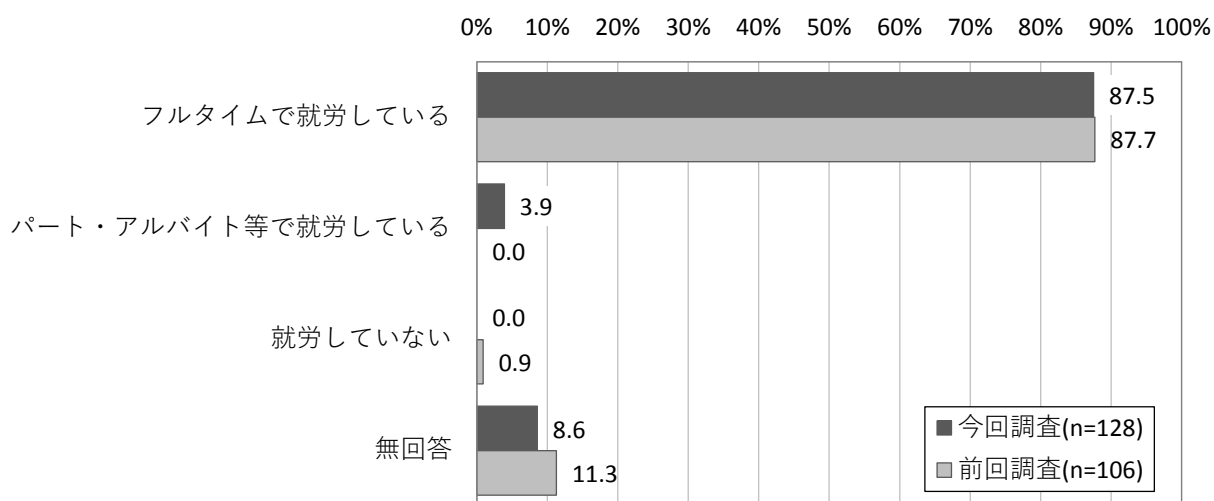
主に子どもの世話を行っている人は、「父母ともに」が 69.5%で最も多く、次いで「主に母親」(27.3%)が続いており、前回調査と比較しても大きな差異はみられませんでした。



父親の就労状況

父親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労している」が 87.5%を占めており、前回調査とほぼ同じ割合となっています。

パート・アルバイト等で就労している父親の週あたりの就労日数は「5日以上」が 40.0%で最も多くなっています。

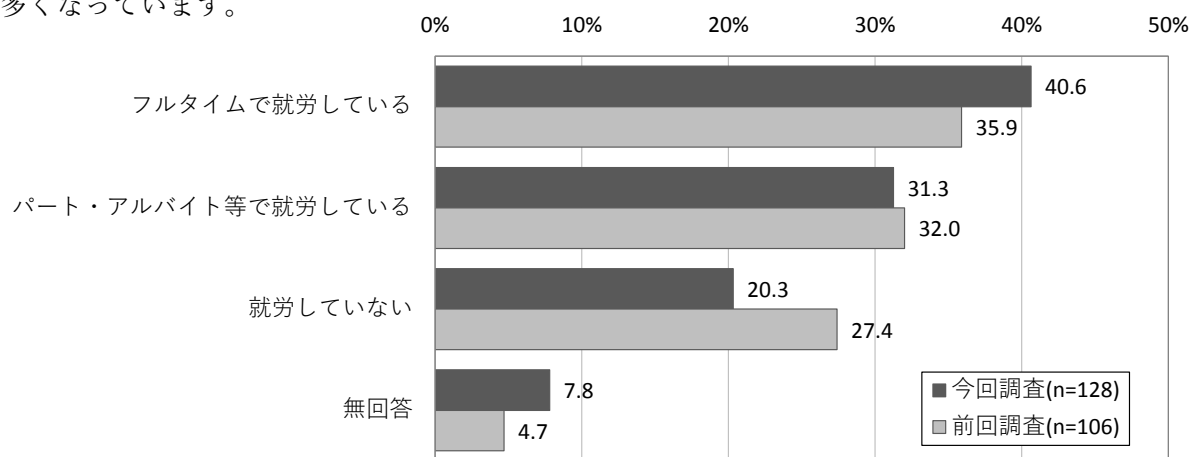


母親の就労状況

母親の現在の就労状況は「フルタイムで就労している」が 40.6%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労している」が 31.3%となっています。

前回調査と比較すると、「フルタイムで就労している」が 4.7 ポイント高く、「就労していない」が 7.1 ポイント低くなっています。

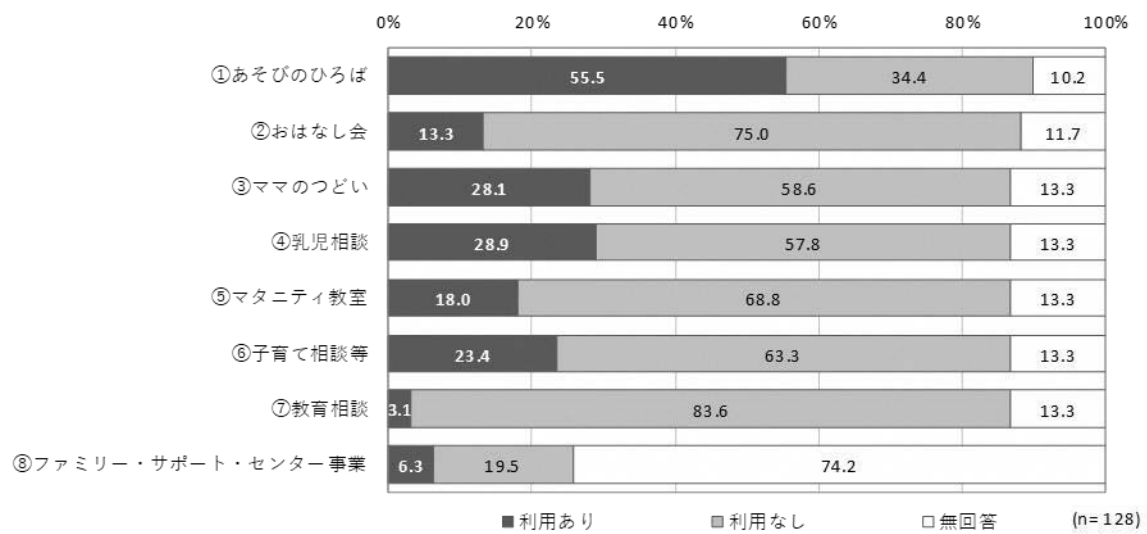
「パート・アルバイト等で就労している」母親の週あたりの就労日数は「週に 5 日以上」(37.5%)、1 日あたりの就労時間は「6 時間以上 8 時間未満」(45.0%) がそれぞれ最も多くなっています。



子育て支援サービスの利用経験と満足度

町が実施している子育て支援事業の利用経験をたずねたところ、「①あそびのひろば」の「利用あり」が 55.5%で半数を超えているほか、「④乳児相談」(28.9%)、「③ママのつどい」(28.1%) の利用経験が多くなっています。

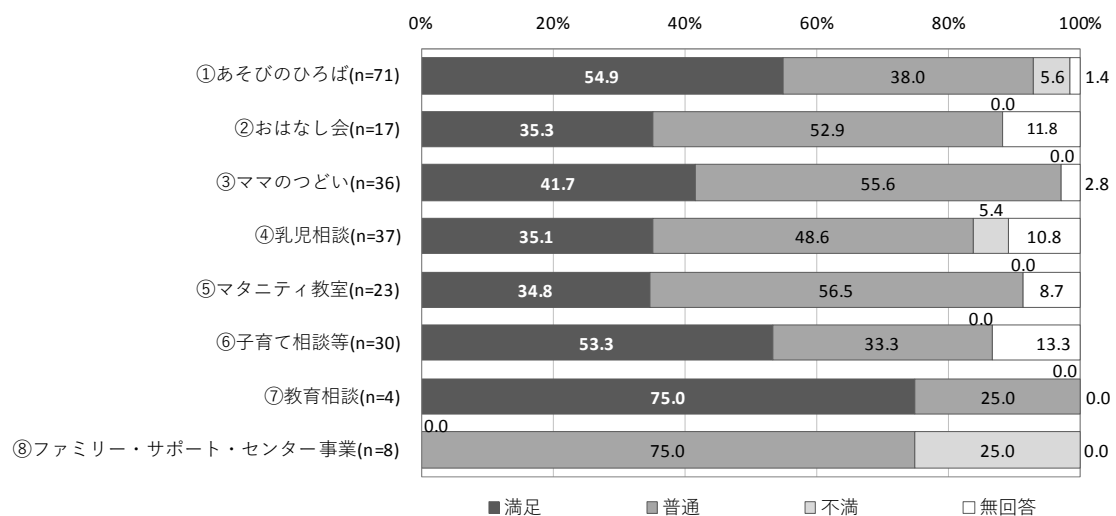
前回調査と「利用あり」の割合を比較すると、「①あそびのひろば」は 3.6 ポイント高くなっていますが、それ以外の事業はおおむね低くなっている状況です。



町が実施している子育て支援事業の利用経験者にその満足度をたずねたところ、「⑦教育相談」は利用経験のある人が4人ですが「満足」の割合が75.0%と高くなっています。

他の事業の「満足」の割合をみると、「①あそびのひろば」が54.9%、「⑥子育て相談等」が53.3%と高くなっています。

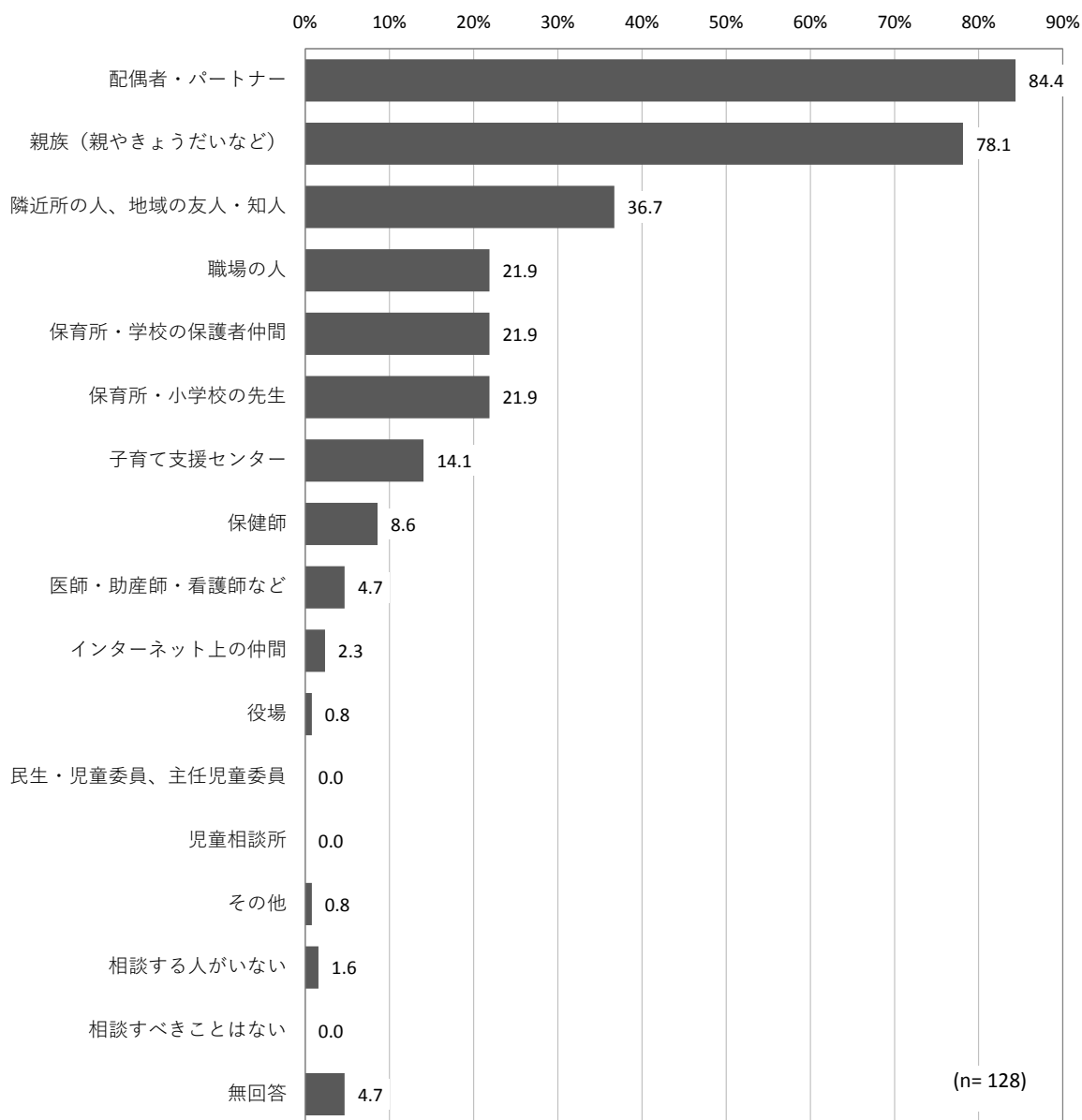
前回調査と比較すると、「①あそびのひろば」は「満足」が27.6ポイント高く、「不満」が21.7ポイント低くなっており、満足度が大きく向上したことがうかがえるほか、その他の事業においても「満足」の割合がおおむね前回よりも高くなっています。



子育てに関する相談先

子育てに関する相談先は「配偶者・パートナー」が 84.4%で最も多く、次いで「親族（親やきょうだいなど）」が 78.1%が続いています。

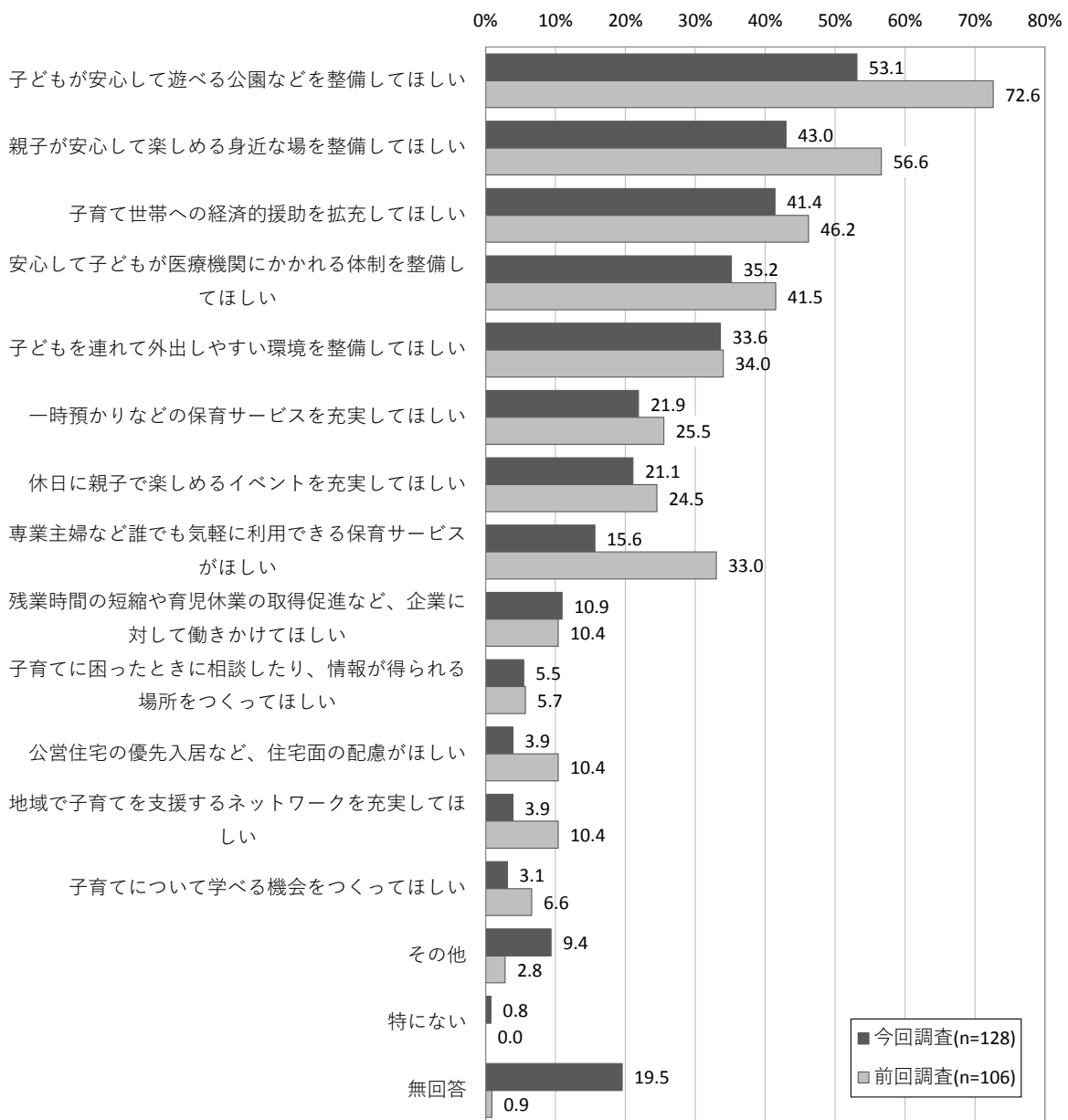
公的な施設に関連する相談先の中では「保育所・小学校の先生」（21.9%）、「子育て支援センター」（14.1%）が高い割合となっています。



力を入れてほしい子育て支援の取組

力を入れてほしい子育て支援の取組は「子どもが安心して遊べる公園などを整備してほしい」が 53.1%で最も多く、次いで「親子が安心して楽しめる身近な場を整備してほしい」が 43.0%で続いており、親子または子どもが楽しめる場所が求められています。

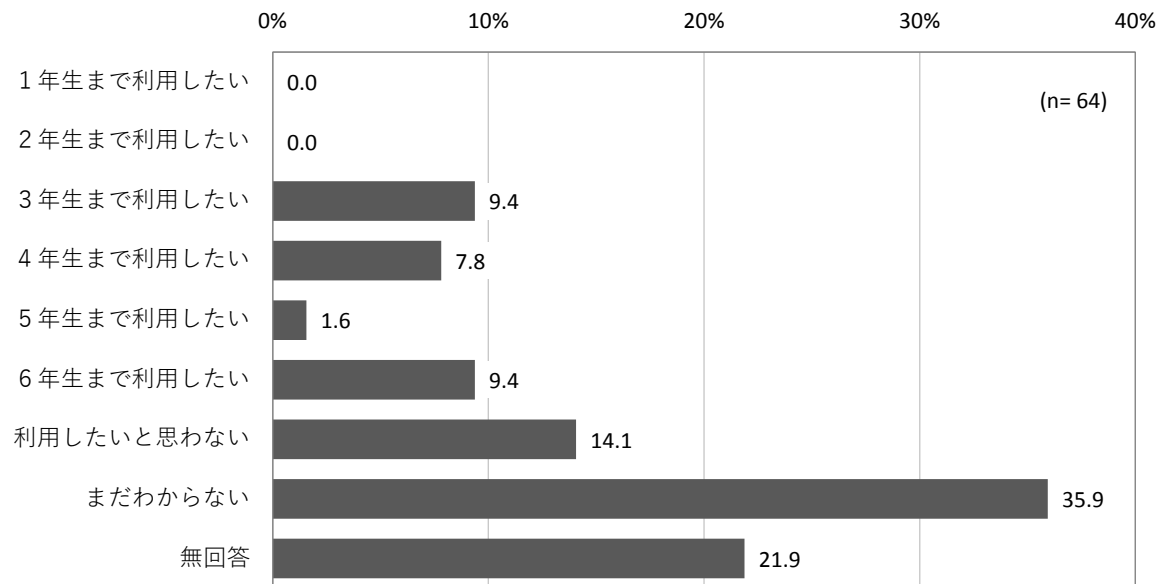
前回調査と比較しても選択肢それぞれの割合はおおむね低くなっているものの、上位回答の傾向は同じ状況となっています。



小学校入学後の放課後児童クラブの利用意向

5歳以上のお子さんがある保護者に対して、小学校入学後の放課後児童クラブの利用意向をたずねたところ、「まだわからない」が35.9%で最も多くなっています。

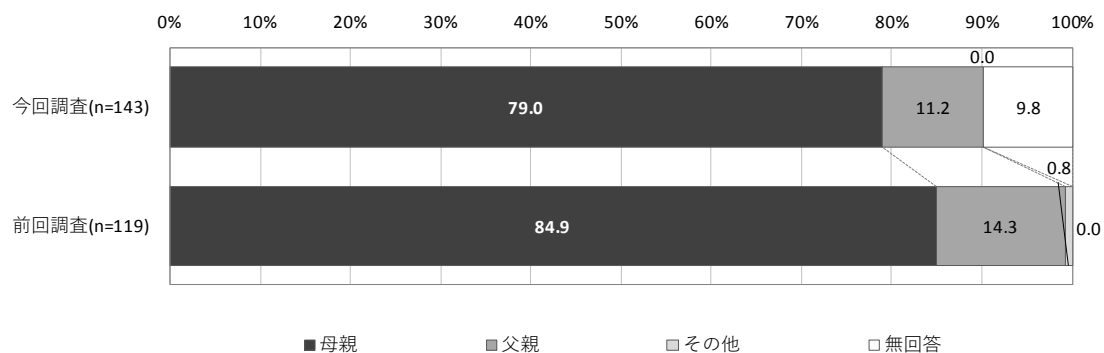
利用したい人の中では「3年生まで利用したい」及び「6年生まで利用したい」がともに9.4%で最も多い状況です。



②小中学生の保護者向け調査結果

回答者

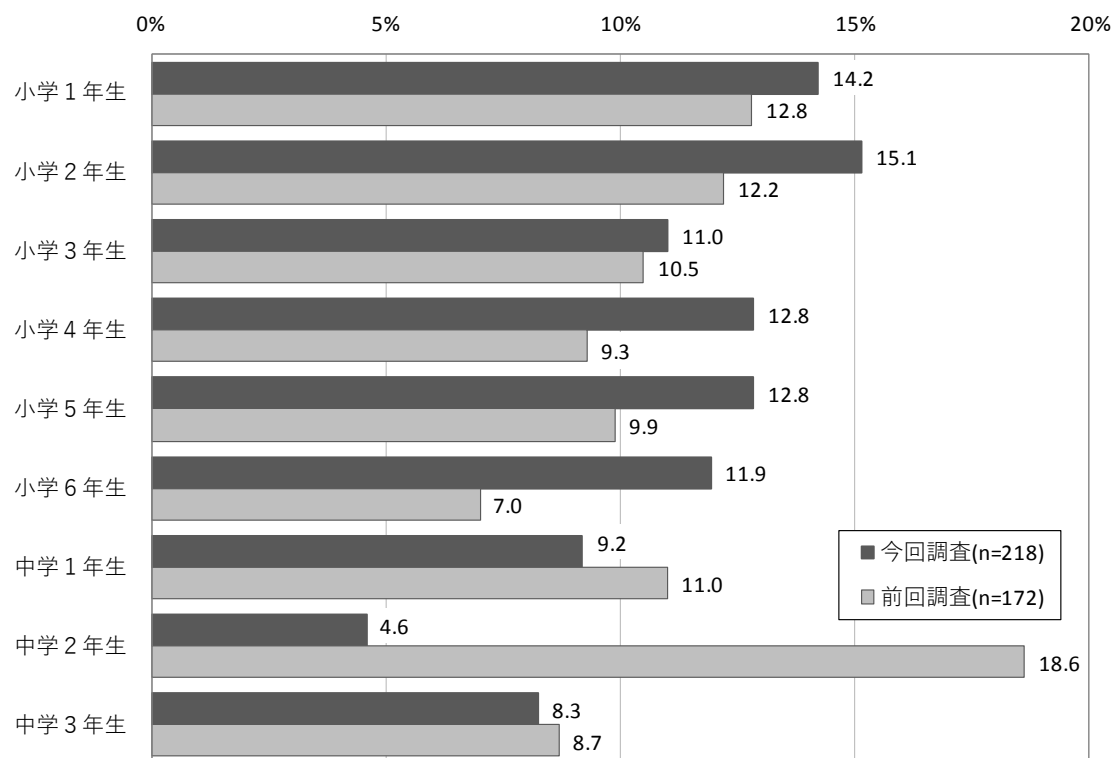
アンケート調査の回答者は「母親」が 79.0%を占めており、前回調査と比較すると 5.9 ポイント低くなっています。



子どもの学年

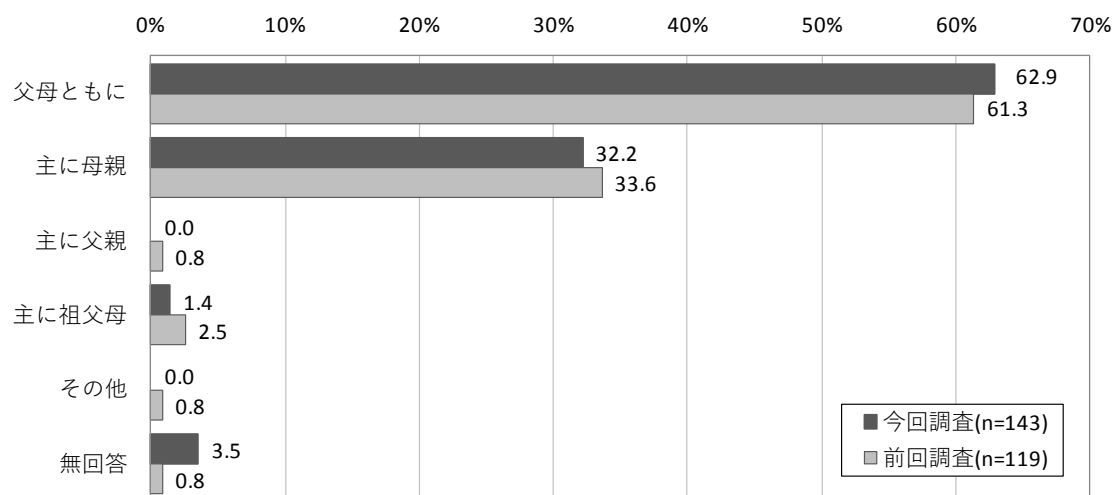
子どもの学年は、「小学2年生」が 15.1%で最も多く、次いで「小学1年生」が 14.2%で続いています。

前回調査と比較すると「中学2年生」の割合が 14.0 ポイント低くなっています。



主に子どもの世話をしている人

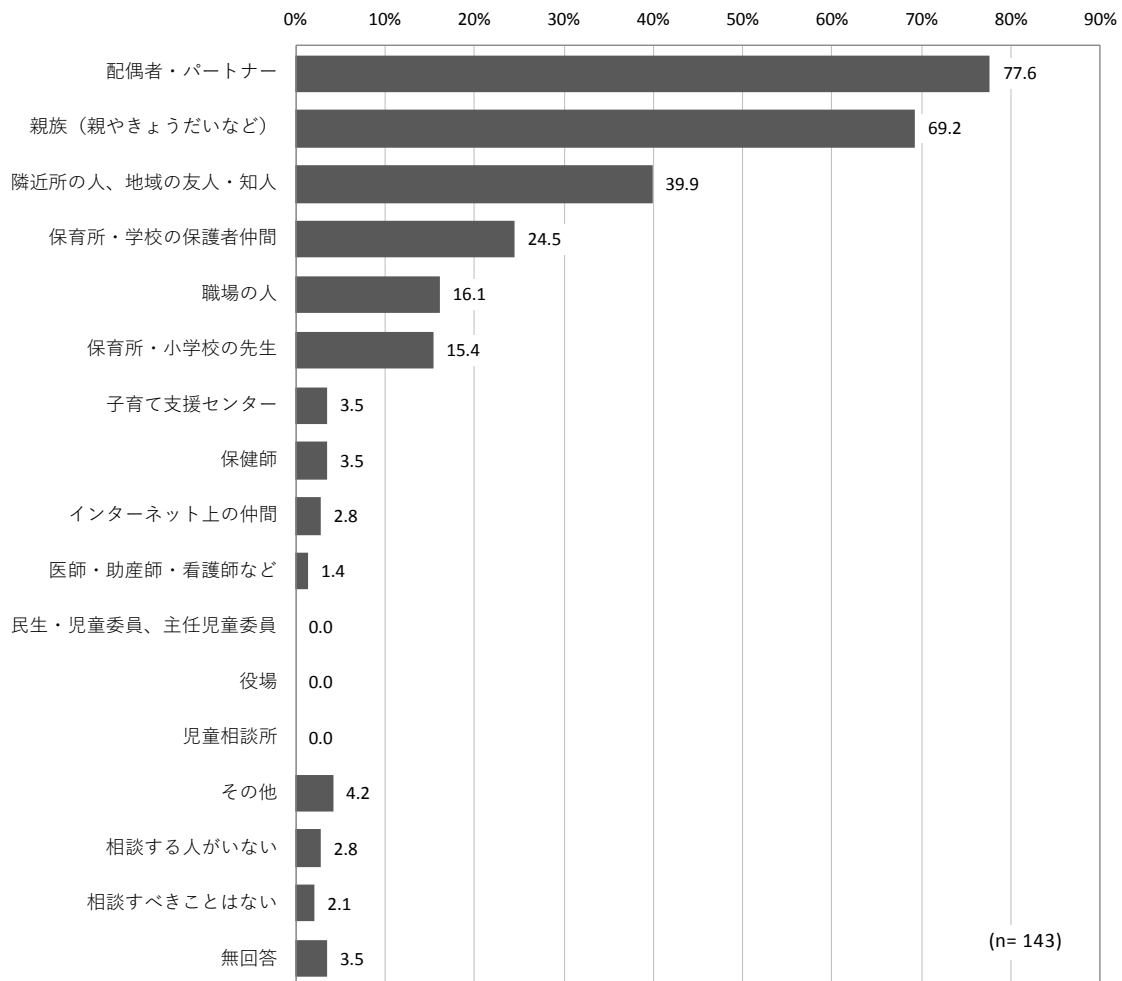
主に子どもの世話をしている人は、「父母ともに」が 62.9%で最も多く、次いで「主に母親」が 32.2%が続いています。また、前回調査と比較しても大きな差異はみられませんでした。



子育てに関する相談先

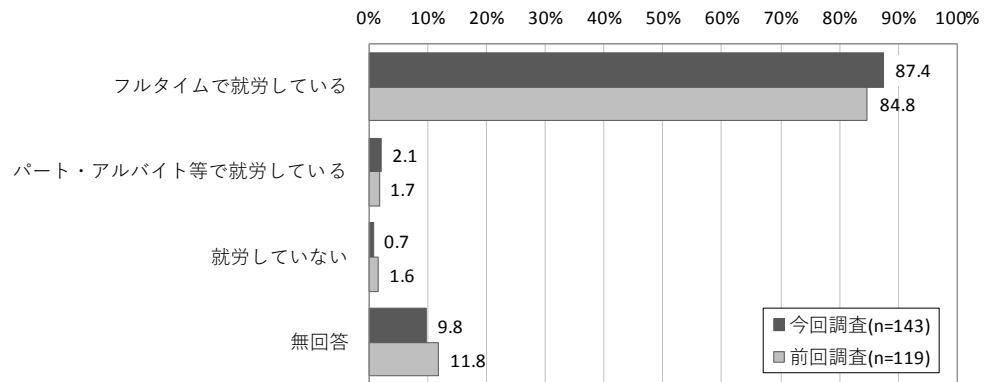
子育てに関する相談先は「配偶者・パートナー」が77.6%で最も多く、次いで「親族（親やきょうだいなど）」が69.2%が続いています。

公的な施設に関連する相談先の中では「保育所・小学校の先生」が15.4%で相談先として高い割合となっています。



父親の就労状況

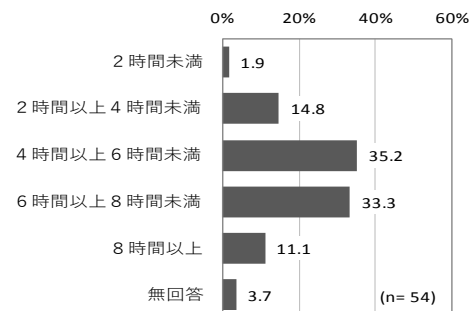
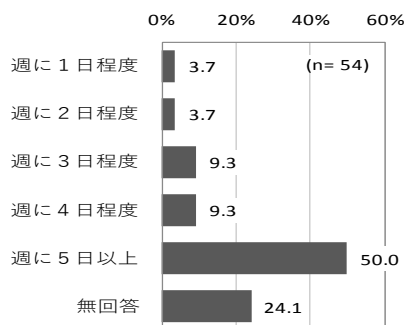
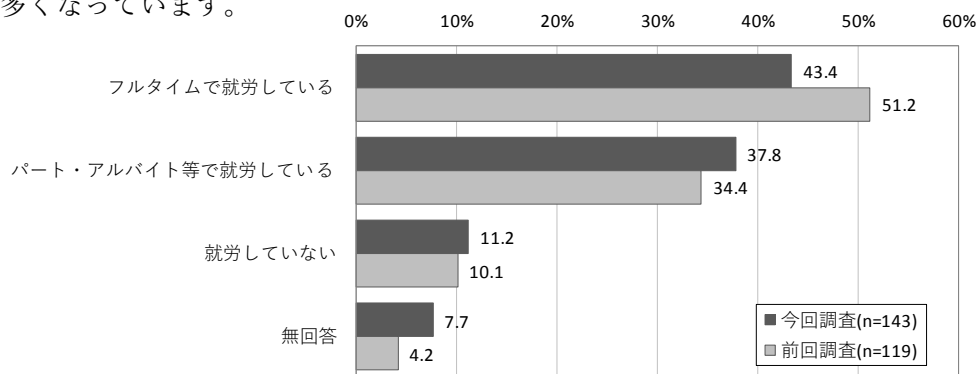
父親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労している」が 87.4%を占めており、前回調査とほぼ同じ割合となっています。



母親の就労状況

母親の現在の就労状況は「フルタイムで就労している」が 43.4%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労している」が 37.8%となっています。

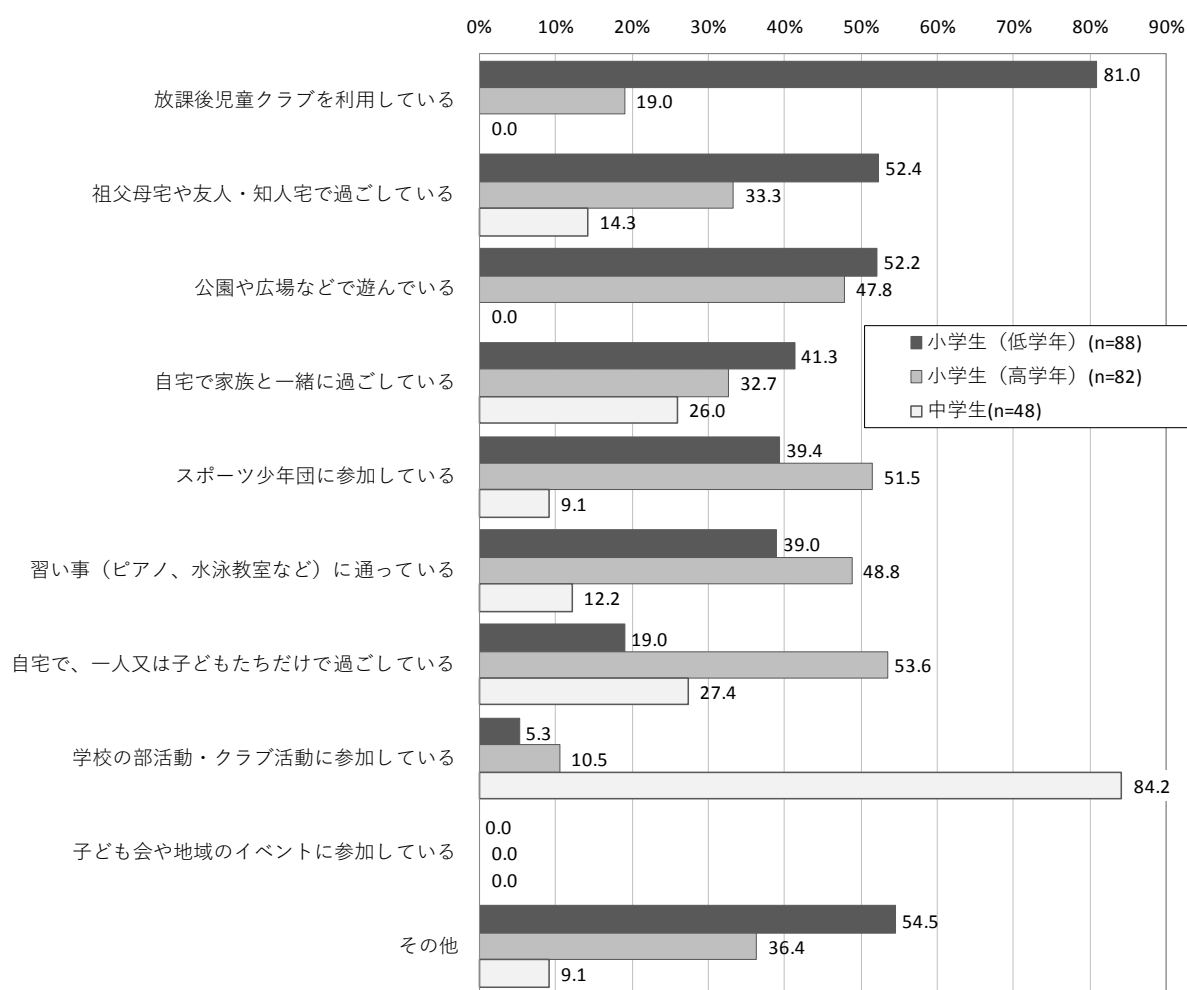
「パート・アルバイト等で就労している」母親の週あたりの就労日数は「週に 5 日以上」(50.0%)、1 日あたりの就労時間は「4 時間以上 6 時間未満」(35.2%) がそれぞれ最も多くなっています。



放課後を過ごしている場所

小学生（低学年）が放課後を過ごしている場所は「放課後児童クラブを利用している」が81.0%で最も多くなっていますが、小学生（高学年）はその割合が19.0%まで低くなり、「自宅で、一人または子どもたちだけで過ごしている」が19.0%から53.6%まで高くなっています。

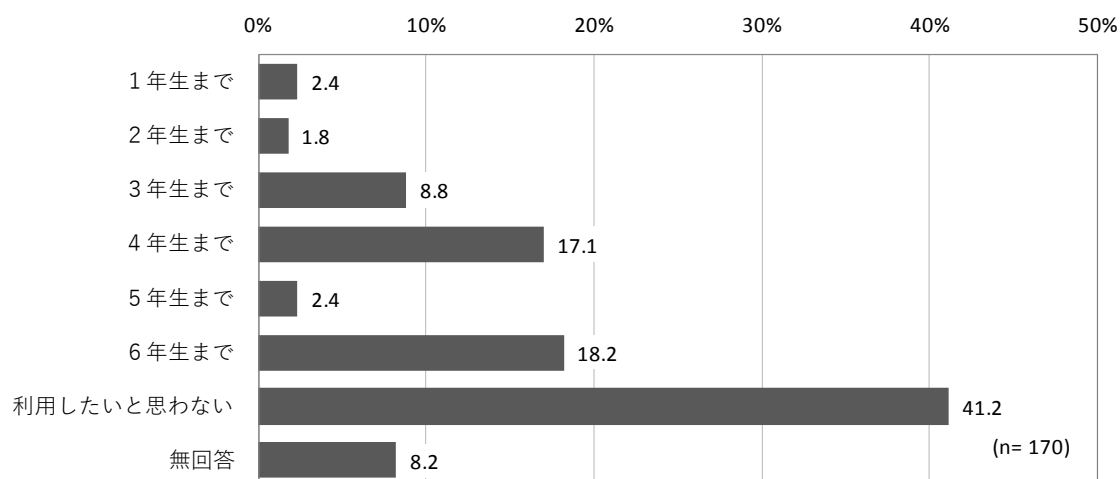
中学生は「学校の部活動・クラブ活動に参加している」が84.2%を占めている状況です。



放課後児童クラブの利用意向

放課後児童クラブの利用意向をたずねたところ、「利用したいと思わない」が 41.2%で最も多い状況です。

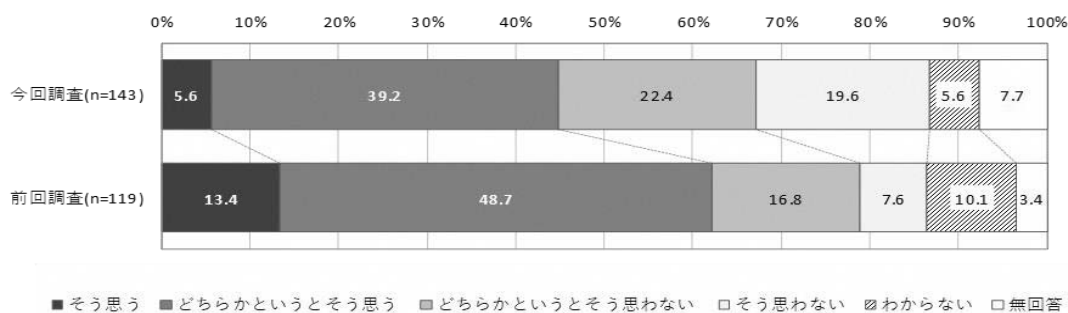
利用したい人の中では「6年生まで」(18.2%)及び「4年生まで」(17.1%)が多い状況です。



浜中町の子育てしやすさ

浜中町が全体的にみて子育てしやすいかどうかたずねたところ、「そう思う」(5.6%)、「どちらかというと思う」(39.2%)の合計は 44.8%で、「どちらかというと思わない」(22.4%)、「そう思わない」(19.6%)の合計 42.0%とほぼ同じ割合となっています。

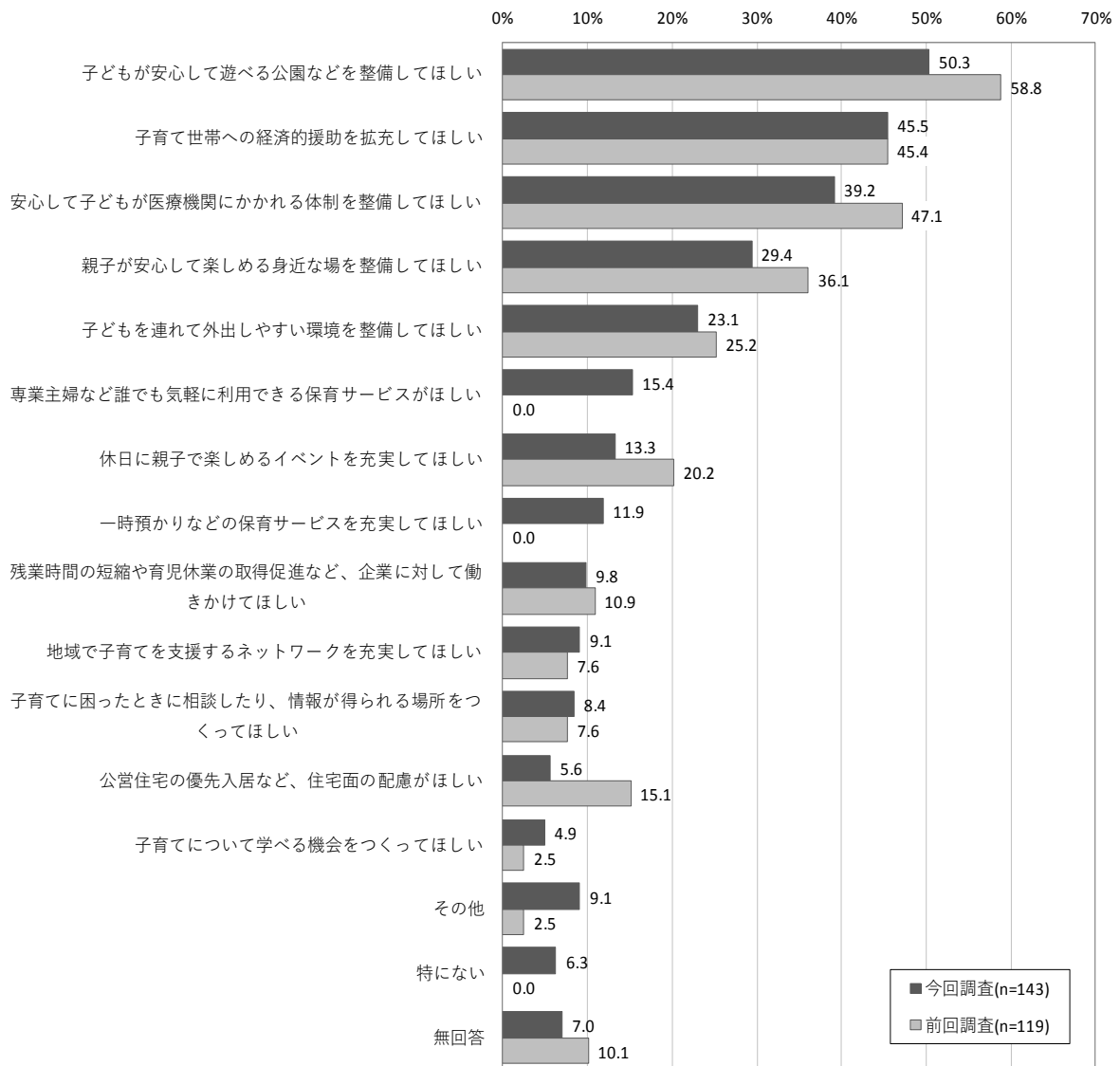
前回調査と比較すると、「そう思う」「どちらかというと思う」の合計は 17.3 ポイント低くなっている一方、「どちらかというと思わない」「そう思わない」の合計は 17.6 ポイント高くなっており、子育てしやすさに関して否定的に感じている保護者の割合が増えている状況です。



力を入れてほしい子育て支援の取組

力を入れてほしい子育て支援の取組は「子どもが安心して遊べる公園などを整備してほしい」が 50.3%で最も多く、次いで「子育て世帯への経済的援助を拡充してほしい」が 45.5%で続いています。

前回調査と比較しても選択肢それぞれの割合は低くなっているものが多いものの、上位回答の傾向は同じ状況となっています。



第 3 章 計画策定の基本的考え方



1 計画の基本理念

基本理念

子どもが 親が 地域が育つまちづくり

本町では、次世代育成支援行動計画において、『子どもが 親が 地域が育つ まちづくり』を基本理念に掲げ、町の子育て支援の充実をめざしてきました。

この基本理念には、すべての子どもたちが健やかに元気に成長できるよう、家庭や地域、学校、保育所などで、新しい子育て支援社会を構築していけるようにという願いが込められています。



子どもが育つまちづくり

一人ひとりの子どもが心身共に健やかに、たくましく、のびのびと育つことができる浜中町にしようということです。子どもたちが何を求めているのか、子どもたちにとって何が必要であるのかを考え、子どもたちの権利の尊重と子どもにとって最善の利益がいつでも実現されるまちづくりです。

親が育つまちづくり

子育ての基本が家庭にあることはいつの時代も変わりません。しかし、核家族化の進行や、町外から転入される家庭の増加に伴い、近くに頼れる親戚などがない、悩み・不安の相談先がない、子育ての仲間との出会いや親としての経験を積む機会が少ないといった保護者が増えていくことも考えられます。そうした社会環境の変化に対応し、親や家庭への支援を大切にするまちづくりです。

地域が育つまちづくり

子育てが喜びであり、楽しみであることを実感できるためには、家庭内だけではなく、子育て家庭同士や地域の人々による支え合い、職場における子育てへの理解向上なども必要になります。地域社会全体で子どもを育て、地域もともに育っていこうという意識を大切にするまちづくりです。

以上の考え方は、本町の基本的な姿勢として、また、人が育つための大切な考え方として、これからも変わることはありません。このことから、本計画における基本理念はこれまでの理念を継承していきます。

2 基本的視点

国は令和 4 年に改正された次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画「策定指針」の中で、計画策定に当たっての「基本的な視点」として以下に掲げる 10 項目をあげました。

本町においても、この「基本的な視点」を踏まえて計画を策定します。

(1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものという視点です。

(2) 次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めるという視点です。

(3) サービス利用者の視点

多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を進める視点です。

(4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、国及び地方公共団体、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であり、様々な担い手の協働の下に対策を進める視点です。

(5) 仕事と生活の調和の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして重要であるという視点です。

(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

子育て支援と働き方改革に加え、新たに結婚・妊娠・出産支援を対策の柱として打ち出し、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を推進することが、重要という視点です。

(7) 全ての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要という視点です。

(8) 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点

様々な地域の担い手や社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要という視点です。

(9) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要という視点です。

(10) 地域特性の視点

各地域が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要という視点です。

3 基本目標

基本理念、基本的視点やニーズ調査結果等を踏まえ、本計画の基本目標として、以下の3つの目標を設定します。

基本目標1 すべての家庭の子育てを支援する環境づくり

就労形態の多様化やワーク・ライフ・バランスへの関心の高まり等によって、子育てをめぐる環境は大きく変化しています。多様化する子育て環境におけるすべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える保育サービスや子育てに関する不安感や負担の軽減に向けた子育て支援サービスの充実に努めます。

また、ひとり親家庭等の自立支援、児童虐待の防止、障がい児及びその家族への支援など、すべての子どもの最善の利益を守るため、子どもや家庭のための各種支援サービス施策を推進します。

基本目標2 子育てをまち全体で支える環境づくり

良好な住宅等の居住環境の整備、また安心して外出できる環境の整備など、子どもやその親を取り巻く生活環境を整備します。また、交通事故や犯罪等の危険から子どもを守るため、交通安全対策や防犯対策として、ハード面、ソフト面を含めて総合的な対策を推進します。

また、子どもが心身ともに健やかに成長し、豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携の下で、家庭や地域の教育力の向上を図り、子どもの健全育成を推進します。

育児休暇制度に対する関心が高まっています。本町においては、基幹産業の漁業・酪農業やその製造・加工を主とした女性の就業率が高い傾向にあります。子育て世代の母親の就業も多いことから、こうした家庭を職場、さらには地域全体で継続支援していきます。

基本目標3 母と子の健康を支える環境づくり

母親や乳幼児の健康が確保されるよう母子保健事業の充実に努めるとともに、相談体制の充実などにより、子育てに対する不安を軽減し、子どもを慈しみ育てる環境づくりを進めます。

また、乳幼児から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会に努めるとともに、次代を担う子どもたちを対象とした保健事業の充実に努めます。

4 施策の体系

基本理念 子どもが 親が 地域が育つ まちづくり

基本目標1 すべての家庭の子育てを支援する環境づくり

(1) 地域における子育て支援

- ① 保育サービスの充実
- ② 地域における子育て支援サービスの充実
- ③ 児童の健全育成

(2) 要保護児童等への対応などきめ細やかな取組の推進

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ③ 障がい児施策の充実

基本目標2 子育てをまち全体で支える環境づくり

(1) 子育てしやすい生活環境の整備・子ども等の安全確保

- ① 良好な住環境の整備
- ② 安全な交通環境の整備
- ③ 安心して外出できる環境の整備
- ④ 子どもを取り巻く安全の確保

(2) 子どもの心身の健やかな成長を育む環境づくり

- ① 子どもの生きる力・次世代の親の育成
- ② 家庭や地域の教育力の向上

(3) 仕事と子育ての両立の推進

- ① 仕事と子育ての調和の促進

基本目標3 母と子の健康を支える環境づくり

(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

- ① 子どもや母親の健康の確保
- ② 思春期の成長支援
- ③ 食育の推進
- ④ 小児医療の体制

第 4 章 施策の展開

基本目標1 すべての家庭の子育てを支援する環境づくり

(1)地域における子育て支援

- すべての家庭における子育てを支援するため、関係機関・団体等が連携し、子育て家庭の様々な状況に応じて柔軟に利用できる支援サービスの提供を図ります。
- 子どもの出産や育児にかかわる様々な悩みを解消できるよう、情報提供や学習機会の充実、相談体制の強化を図るとともに、子育てをしている家庭同士や、子育て経験者などとの交流を通じ、情報交換したり悩みを話したり打ち明けあったりできる機会づくりを図ります。
- 子どもたちの安全と自主性を尊重しながら、子どもたちの居場所づくりや活動の促進を図ります。

① 保育サービスの充実

「子ども・子育て支援新制度」の枠組みによる教育・保育（第5章「子ども・子育て支援事業計画」幼児期の教育と保育）に従い充実していくほか、町独自の保育料軽減、障がいのある子どもの受け入れなどを行います。

1 保育所の整備

保育所

- 施設の老朽化に伴う修繕、改修や待機児童解消のための整備を推進します。
- 今後の出生率を数年間慎重に見守り、町内の保育所の全体の在り方を見直し、保育所の合併を含めた適正配置を考慮したうえで、今後の方向性を定め、耐用年数を迎えた施設等の施設改修、修繕を行います。

2 保育料の軽減

保育所

- 認可保育所、認可外保育所ともに「第2子の児童及び母子世帯等の第1子の児童」は保育料基準額の2分の1、「第3子以降の児童及び母子世帯等の第2子以降の児童」、「3歳児クラス以上児」は無料とし、保育料の軽減を図ります。
- 認可保育所、認可外保育所ともに3歳児クラス以上児の副食費無料。認可保育所及び認可外保育所の3歳児クラス未満児童の保護者への副食費相当分の助成を行います。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

保育所

- 令和元年10月から開始された子育てのための施設等利用給付について、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、適切に給付を実施します。

4 広域保育の推進

保育所

- 浜中町広域入所実施要綱により、近隣市町村との管外保育を行います。

5	障がい児保育事業	保育所
○軽・中程度の集団保育が可能な障がい児を受け入れた保育事業を行います。		
○必要に応じ保育士の個別対応を実施し発達支援を行います。		
6	幼児教育・保育の質の向上	保育所
○幼児教育・保育の専門的な知見や実践経験を有する者の配置などによる幼児教育・保育の質の向上・維持をめざします。		

② 地域における子育てサービスの充実

第5章「子ども・子育て支援事業」地域子ども・子育て支援事業に従い、地域における子育て支援を充実するほか、乳児と保護者のふれあいの大切さを伝える活動や各種手当の支給などを行います。

1	ブックスタート事業	生涯学習課
○絵本を通し、親子のコミュニケーションを深め、親子の健やかな成長の支援を目的に、乳児健康診査実施時に絵本を無料で配布し、子育て支援とともに読書活動の推進を図ります。		
2	保育所地域活動事業	保育所
○幼年消防クラブの活動・特別養護老人ホームへの訪問交流など保育所における地域とのふれあい活動を実施します。		
3	保育所における子育て相談事業	保育所
○保育所での面談等を通じ、子育てに関する悩みや相談を聞き取り、また、子育て支援センター利用者へも子育てに関する情報やアドバイスを実施していきます。		
4	子育て支援情報誌の発行	子育て支援センター
○子育て支援事業に関する情報や子育てアドバイス等を掲載した「子育て支援センターだより」を発行し、町ホームページに掲載します。		
5	児童手当の支給	健康福祉課
○令和6年12月支給（10月以降分）の児童手当から対象範囲が高校3年生までとなります。		
6	就学援助費の支給	教委管理課
○「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助を行います。		
7	児童扶養手当の支給	健康福祉課
○父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもがいるひとり親家庭等を対象に児童扶養手当を支給します。		
8	出産祝金の支給	企画財政課
○新生児の出産に対して出産祝金を支給し、次代を担う子供の出産を奨励し、町の活性化と児童の健全な育成を推進します。		
9	親子の居場所づくり	健康福祉課
○親子が集えるスペースの確保やその整備について、検討を進めていきます。		

10	子育てサークルへの支援（いきいきくらし塾）	生涯学習課
○子育てサークルの支援として、「いきいきくらし塾」の活用により、サークル内学習会の開催に対する指導者の謝金の一部を支援します。		
11	誕生祝品支給事業	農林課／健康福祉課
○次代を担う子どもの誕生を祝い町産材を使用した木工品をプレゼントし、木のぬくもりとふれあいを通じ、豊かな心を育む木育の始まりを応援します。		

③ 児童の健全育成

地域の人々との交流や、様々な体験機会の提供などを通じ、子どもたちの健全な育ちのための支援と、自ら学び・育つ環境づくりをめざします。

1	子ども会活動支援事業	生涯学習課
○子ども会活動を活発化させるために、地域子ども会育成連絡協議会への補助を行うなど効果的な事業の推進を図ります。		
2	健全育成に関する啓発事業	生涯学習課
○町内中学生による少年の主張大会の開催や、青少年の健全育成に関する啓発紙を配布します。		
3	ボランティア活動推進事業	生涯学習課
○ボランティア活動を広めるため、中・高校生ボランティア講座など、リーダーとなる人材育成事業を実施します。		
4	世代間交流事業	生涯学習課
○家庭、学校並びに地域社会が組織的に相互の連携を密にし、PTA などへの啓発活動を行い、青少年健全育成活動の一層の推進を図ります。		
5	芸術・文化活動支援事業	生涯学習課
○文化振興補助条例を制定し、芸術・文化に対し幅広く支援するとともに、文化協会や郷土芸能、かるたなどへ補助を行っています。		
○地域に根ざした文化団体・サークルへの参加を促進します。		
6	児童委員活動事業	健康福祉課
○主に地域における児童虐待、不登校、青少年の非行問題について相談・協力等の対応を行います。		
7	青少年問題協議会	生涯学習課
○青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の確立に向け、必要な重要事項を調査審議します。		
8	青少年健全育成事業	生涯学習課
○町内 4 地区の育成会が連携を深めながら各種事業を展開し、育成活動を図ります。		

(2)要保護児童等への対応などきめ細やかな取組の推進

- 子どもの人権が守られるよう、意識の向上を図るとともに、関係機関のネットワークや地域全体が連携し、児童虐待の芽を早期に発見し未然に防ぐことができる体制を整備し、児童虐待防止への迅速な対応を図ります。
- ひとり親家庭に必要な支援を図ります。
- 早期療育、教育など、障がいのある子どもの状況に応じて必要な支援を図ります。

① 児童虐待防止対策の充実

子どもの人権が守られるよう、児童虐待のリスクを早期に発見し、早期に対応するため、関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークを強化します。

1 虐待防止ネットワークの活用	健康福祉課
○関係機関との情報交換による児童虐待の実態把握、サポート及び啓発活動を継続して行います。	
2 児童虐待相談事業	健康福祉課
○児童虐待通報の受付、対応、その他相談業務を行います。	
3 主任児童委員、民生児童委員との連携	健康福祉課
○児童虐待の早期発見、早期対応のための主任児童委員、民生児童委員との積極的な情報交換・地域での見守り等を行います。	

② ひとり親家庭等の自立支援の推進

子どもの健やかな成長が妨げられることのないよう、ひとり親家庭に対する福祉サービスや経済的支援を行います。

1 ひとり親家庭等医療費助成事業	保険課
○18 歳未満の児童（扶養されている場合は 20 歳まで）を養育するひとり親家庭等の方の医療費を助成します。	
2 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	健康福祉課
○母子・父子・寡婦家庭の経済的自立や子どもの福祉向上を図るため貸付の相談や申請手続きの支援を行います。	
3 ひとり親家庭相談事業	健康福祉課
○ひとり親家庭の生活相談等に応じ、その自立に必要な指導を行い、福祉の増進を図ります。	

③ 障がい児施策の充実

特別支援教育の推進や、通所サービスなど、配慮の必要な子どもとその家庭を支援する取組を進めます。

1	特別支援教育の推進	教委管理課
	○小中学校の保護者が希望した場合の特別支援学級等での受け入れを行います。	
	○特別支援教育に関する支援体制等のさらなる充実に向け、各関係機関との綿密な連携を図ります。	
2	障がい児の補装具交付	健康福祉課
	○身体障がい児の失われた機能を補い、生活の質を向上するために、補聴器・義足・車椅子等の補装具を交付します。また、令和6年度より身体障害者手帳交付の対象とならない程度の聴力である児童が、補聴器の装用により言語取得や教育等において健全な発達を支援できるよう、補聴器購入費用の一部助成（浜中町難聴児及び難聴者補聴器購入費等助成事業）を行っています。	
3	障がい児日常生活用具給付事業	健康福祉課
	○在宅の身体障がい児に、訓練いす、入浴補助用具、移動用リフト等の日常生活用具を給付または貸与します。	
4	障がい児通所支援 （児童発達支援・放課後等デイサービス）	健康福祉課
	○障がい児に対し、通所による日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応指導を行います。	
	○通所に係る交通費を助成するなど利用者の負担軽減を図ります。	
5	心身障がい児扶養手当の支給	健康福祉課
	○身体障がい者1級から3級、または療育手帳が交付されている義務教育終了前の児童を療育する保護者に手当を支給する本町独自の事業です。	
6	特別児童扶養手当の支給	健康福祉課
	○精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を家族で養育している方に手当を支給します。	
7	障がい児福祉手当の支給	健康福祉課
	○在宅の重度障がい児に対し、その障がいのために必要となる特別の負担の手助けとして手当を支給します。	
8	重度心身障がい者（児）医療費助成	保険課
	○重度心身障がい者（児）を対象に、医療費を助成します。	

基本目標2 子育てをまち全体で支える環境づくり

(1)子育てしやすい生活環境の整備・子ども等の安全の確保

○子どもが健やかに育つことのできる住宅環境づくりを促進します。

○子どもたちがのびのびと安全にまちに出て遊び、また、子育て家庭が安心してまちに出かけられるよう、安全な交通環境を整備するとともに、子育て家庭の利用に配慮した施設・設備の改善を図ります。

① 良好な住環境の整備

生活の基盤となる住環境の整備を進めます。

1 住宅対策

建設課

○町営住宅の総合的な活用計画を定め、既設町営住宅の計画的整備の実施及び町営住宅の良好な居住環境の確保に努めます。

② 安全な交通環境の整備

子どもが交通事故の被害に遭わないよう、安全な交通環境の整備を進めるとともに、児童・生徒への交通安全教室を行います。

1 交通安全施設等整備事業

総務課

○交通安全施設（歩道設置・交差点改良・路肩整備・反射鏡・防護柵・注意標識等）の整備を行います。

2 通学路の安全確保

教委管理課

○通学路の安全点検調査を実施するとともに、児童生徒の徒歩における集団下校の実施やスクールバスでの乗車指導等により、通学時の安全確保に努めます。

3 交通安全教室事業

総務課

○保育所、小学校、中学校等での交通安全教室を開催します。

4 交通安全対策協議会の開催

総務課

○地域、関係機関、学校が連携した交通安全対策協議会を開催します。

5 子どもの交通事故防止対策事業

総務課

○警察・交通安全協会等が啓発活動のため現場へ出向き実施、また、児童には交通安全ワッペン、ランドセルカバー等の啓発物品を配布します。

③ 安心して外出できる環境の整備

子育て世帯が安心して出かけられるよう、公共施設等のバリアフリー化、外出先での利便性や安全性を高める取組を行います。

1 公共施設のバリアフリー化	関係各課
○公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化の推進を図ります。	
2 公共施設の施設整備	関係各課
○霧多布湿原センターでは令和 3 年度に授乳室を設置しました。来館者より好評を得ており、「北海道赤ちゃんほっとステーション」にも登録がなされています。今後も公共施設（観光施設）への設置について継続を図ります。また、近年は気温上昇による熱中症対策も必要と考えます（子どもの避難場所のような空調冷房スペース設置についても検討課題となります）。	
3 公園等の整備及び点検の実施	各施設管理者
○霧多布児童遊園地の遊具を更新し、整備及び点検を実施します。	
○子どもや子育て世代が集える場として茶内ふれあい広場の整備を実施します。	

④ 子どもを取り巻く安全の確保

地域ぐるみで子どもを犯罪等の被害から守るための取組を行います。

1 地域振興補助事業（防犯灯整備）	企画財政課
○照明が不十分な暗い道路における犯罪及び事故の発生を防止するため、町内会等が行う防犯灯設置及び更新事業に対し補助金を交付します。	
2 防犯の広報啓発	総務課
○広報誌により広報啓発を行います。	
3 防犯活動事業	総務課
○浜中町防犯協会・各自治会・警察などの関係機関や団体が連携のもと、防犯パトロール等の地域安全活動を推進します。	
4 小学生への防犯ブザー等の配布	教委管理課
○小学校新 1 年生に対し、子どもたちを犯罪や危険から守るため、防犯ブザーを配布します。	
○霧多布小・中学校以外へ熊よけ鈴を配布します。	
5 防犯指導推進事業	教委管理課
○各校で作成した「学校へ不審者侵入時の危機管理マニュアル」に従い、年 1 回以上防犯訓練を実施します。	

(2)子どもの心身の健やかな成長を育む環境づくり

○子どもたち一人ひとりの個性と可能性を伸ばし、豊かな人間性とたくましく生きる力を培うことができるよう、保育所、学校等が連携し、子どもの成長段階に応じた教育内容の充実と学習環境の向上を図ります。

① 子どもの生きる力・次世代の親の育成

多様な体験の機会を提供し、子どもの健全な育成を図り、学齢期から青少年期という、心身ともに子どもからおとなへと移行する大切な時期を地域で支えます。

1 学校施設(夜間)開放事業	生涯学習課
○小中学校において、町内在住者及び在勤者で組織された10名以上の団体に、夜間に屋内運動場を開放します。	
2 多様な体験活動の機会の充実	生涯学習課
○子どもの健全育成を図るために、地域や海外との交流、自然体験、栽培活動、ボランティア活動、伝統文化を学ぶ活動等、各学校の特色ある教育活動を支援します。	
3 職場体験の充実	教委管理課
○中学校期における様々な職場での体験活動を通じて、「職業」や「仕事」に対する意識を啓発していきます	
4 きめ細かな指導の充実(小学校・中学校)	教委管理課
○学校生活への適応指導・支援を行うとともに、長期休業中におけるサポート学習や放課後学習等基礎学力の定着と活用力の向上等、一人ひとりの児童生徒の実態に応じたきめ細かな学習指導を行います。	
5 子ども読書活動推進事業	生涯学習課
○子ども読書活動推進計画を策定し、本を通して子どもの健全な育成を促す事業を行います。	
6 英語指導助手の活用	教委管理課
○英語指導助手の小学校への派遣及び保育所への派遣を行います。	
7 外部人材の活用	教委管理課
○地域学習や体験学習を推進し、関係機関や地域の人材を積極的に活用した授業を行います。	

8	情報教育推進事業	教委管理課
	○GIGA スクール構想に基づき1人1台端末と高速大容量ネットワーク環境を整備し、ICT教育活動を推進します。 ○子どもたちが安全にネットを利用し、加害者や被害者になることのないよう、情報化社会に必要な知識や考え方などの普及を図ります。	
9	道徳教育の充実	教委管理課
	○学校における道徳教育の充実、家庭・地域社会における挨拶運動を推進します。	
10	芸術鑑賞会の実施	生涯学習課
	○演劇鑑賞会などを定期的に実施していきます。	
11	スクールカウンセラー派遣事業	教委管理課
	○不登校生徒への支援や悩みを抱えている生徒への支援等、様々なニーズに応じた幅広い対応のための相談・指導を行っていきます。	
12	スポーツ少年団支援事業	生涯学習課
	○部活動の地域移行を見据えた、スポーツ少年団の育成指導と援助を行います。また、スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成をすることにより、子どもの健やかな体の育成を図ります。	
13	スポーツ教室の開催	生涯学習課
	○スポーツ協会と連携し、各種スポーツ教室を定期的に開催します。	
14	安全管理に関する取組	教委管理課・保育所
	○保育所及び学校施設への来校者の確認や不審者の侵入の阻止など、児童生徒の安全を守る施設管理を進めます。	
15	保・小・中及び学校間連携の推進	教委管理課・保育所
	○入学後の生活への適応支援や学習指導や生徒指導で共通理解を図り、継続した指導を効果的に行う学校間連携を進めていきます。	
16	遊び場環境の整備	教委管理課
	○小学校の学校施設（主に校庭）を在学する児童の健全な遊び場として利用し、放課後の児童の安全な遊び場を確保します。	
17	奨学金給付事業	教委管理課
	○学習する意欲があり、経済的な理由で学費の支払が困難な生徒（高校生及び大学生、短大生、専門学校生、高専生）に、奨学金を給付します。	

② 家庭や地域の教育力の向上

楽しい子育てを体感できる学習機会を設け、親の力を育み、家庭の子育て力・教育力の向上を図るとともに、地域の人と子どもとの交流を進めて、地域ぐるみで子どもを育てる意識を醸成します。

1	親子ふれあい学級事業	生涯学習課
	○若い親に対し、本来の子育てのあり方など学ぶ場を確保し、「親の育ち」を支援します。	
2	家庭教育講演会	生涯学習課
	○浜中町PTA連合会研究大会と共催で、家庭教育に関する講演会を実施します。	
3	子ども会等地域活動の機会の充実	生涯学習課
	○地域や関係機関等の協力のもと、スポーツ・レクリエーション・親子旅行等の活動の充実を図ります。	
4	学校運営協議会制度	教委管理課／生涯学習課
	○地域や社会に開かれた学校づくりを進め、学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開することを目的とします。	

(3)仕事と子育ての両立の推進

① 仕事と子育ての調和の促進

子育てと仕事が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、職場における子育て支援を促進します。

1	労働相談&助成金相談の開催	商工観光課
	○釧路地域通年雇用促進支援協議会や地域の商工会等と連携し、個別相談会やセミナー事業の充実を図るなど、効果的な事業展開を図ります。	
2	仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	商工観光課
	○労働基準監督署及びハローワークとの連携の下、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法の周知を行います。	

基本目標3 母と子の健康を支える環境づくり

(1)妊産婦・乳幼児からの切れ目ない保健対策の充実

- 母親の出産前後の心身両面のケアを厚くするなど、母親が安全に安心して子どもを生み育てることができるように支援するとともに、子どもの発育や成長段階に応じて一貫した健康の維持・増進、望ましい食生活を促進し、生涯にわたる健康な生活の基礎を築きます。

① 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、子どもの発育や成長段階に応じた疾病予防・健康増進のための取組や健康診査、相談事業を行います。

1 不妊治療費助成事業

健康福祉課

- 不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費の自己負担分を全額助成します。
- 令和6年4月より不妊治療交通費助成事業として、不妊治療に係る交通費の一部を助成しています。

2 母子健康手帳の交付

健康福祉課

- 妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態を記録できる手帳を交付します。

3 妊産婦健康診査

健康保健課

- 妊婦と胎児の健康状態の確認、妊娠中の疾患の予防や早期発見を図り、安全な分娩と健康な児の出生に努めます。

4 妊婦歯科健康診査

健康福祉課

- 妊婦の口腔に関する健康保持・増進及び出生児の歯科保健の向上を図ります。

5 妊産婦健康診査等通院支援事業

健康福祉課

- 町内に妊娠・出産に係わる専門医療機関がないことにより、妊産婦健康診査の通院が妊産婦の負担になっていることから、通院交通費の一部を助成することによって、妊産婦の保健の向上と福祉の増進を図ります。

6 マタニティ教室

健康福祉課

- 妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図り、母性の発達を促し、心身共に健康な子どもを生み育てるよう援助します。

7 産前ママのつどい

健康福祉課

- 妊婦同士の仲間づくりと不安の軽減を図ります。

8	産前産後サポート専門相談事業・産前産後ケア事業	健康福祉課
	○妊娠期から出産後の心身の不調や育児不安等を抱える保護者の家庭に対し、必要な相談支援を行います。 ○産後ケア事業の委託先の拡充を行います。	
9	新生児聴覚検査費助成事業	健康福祉課
	○子どもの聴覚障害の早期発見・早期治療を図るとともに、保護者の経済的負担を軽減します。	
10	乳児ママのつどい	健康福祉課
	○母親同士の仲間づくりと育児不安の軽減を図ります。	
11	乳児相談	健康福祉課
	○母親の育児に対する悩みや不安を軽減し、児の健やかな成長を促します。	
12	乳児健康診査	健康福祉課
	○乳児の発育・発達を確認するとともに疾病の早期発見と健全な発育を促します。 ○令和6年4月より拡充し、検査費用の助成を行っています。 ○令和6年6月から1ヶ月健康診査の委託を開始しています。	
13	1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査	健康福祉課
	○身体発育・精神発達の確認と適切な医学的指導及び保健指導を行い、幼児の健康の保持増進を図ります。	
14	子育て相談	健康福祉課
	○保健師が計測や相談に応じるほか、健診等において健康推進係、子育て支援センター等で電話により随時相談受付を行います。	
15	発達相談事業	健康福祉課
	○乳幼児健診・健康相談において、経過観察が必要な乳幼児とその親を対象に心理・精神発達面における要観察児のフォローと育児支援を行います。	
16	予防接種事業	健康福祉課
	○感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与します。	
17	歯科健診・歯科教室・フッ化物塗布事業	健康福祉課
	○乳幼児健診、保育所や学校において歯科健診・フッ化物塗布や歯科教室を行います。	
18	フッ化物洗口事業	健康福祉課
	○保育所及び小学校において、フッ化物洗口事業を行います。	

② 思春期の成長支援

心身ともに成長が著しい就学後から中学生、中学卒業後の子どもの健全な成長を守る教育などを行います。

1 思春期性教育	健康福祉課
○中学生及び高校生を対象に、心の教育（性教育）を行います。	
2 小児生活習慣病検診	健康福祉課
○小学5年生を対象に、生活習慣病予防健診を行います。	
3 喫煙や薬物等に関する教育	教委管理課
○学校の保健体育の授業で、喫煙や薬物の害について指導を行います。	
4 学校保健協議会の活用	教委管理課
○学校保健や地域保健等の情報の共有化及び一元化を図る会議（学校保健協議会）を開催します。	

③ 食育の推進

食の大切さが理解でき、食を通じた豊かな親子関係、家族関係づくりに寄与するよう、食育活動を推進します。

1 離乳食教室	健康福祉課
○乳児を持つ保護者を対象に、乳児の月齢に応じた食事のリズムや離乳食の固さ・大きさを伝えるため、講話や調理実習を行います。	
2 子育て支援センター食育事業	健康福祉課
○子育て支援センターに通う乳幼児と保護者を対象に、食べ物への関心を高めるため、親子で調理実習を行ったり、食に関するイベントを行います。	
○離乳食や幼児食の相談を行い、適正な食生活を推進します。	
3 ファミリークッキング	健康福祉課
○幼児と保護者を対象に、食べ物への関心を高めるため、親子で調理実習を行います。	
○幼児食の相談を行い、適正な食生活を推進します。	
4 ばくばく教室	健康福祉課
○保育所の子どもを対象に、健康的な食生活を身につけることを目標に講話、調理実習を行います。	
5 わくわくクッキング	健康福祉課
○小学生と保護者を対象として講話、調理実習を行います。	
○食べ物や調理への関心を高め、生活習慣病予防を含めた食育活動に努めます。	
6 児童クラブ料理教室	健康福祉課
○放課後児童クラブに在籍している小学生を対象に調理実習を行います。	
○調理や共食の機会を通じて、正しい食生活の推進を行います。	

7 高校生食生活教室

健康福祉課

- 北海道霧多布高等学校の生徒を対象として講話を行います。
- 正しい食生活の知識を身につけることで日常生活を見直し、自ら健康的な食生活がおくれるよう推進します。

④ 小児医療の体制

子育て家庭が安心して医療を受けられるよう、助成等を行います。

1 子ども医療費助成制度

保険課

- 満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの子どもを対象に医療費を助成します。

2 未熟児養育医療の給付

保険課

- 入院を必要とする未熟児を対象に、医療費の助成を行います。

3 地域医療・小児医療の連携

健康福祉課／各関係機関

- 他の医療機関との連携のうえ、その運営体制や、派遣医師の確保対策を考慮し、地域医療・小児医療のあり方を検討していきます。

第5章 子ども・子育て支援事業

1 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

(1) 子ども・子育て関連法令による新たな支援制度

令和 4 年に児童福祉法が改正されました。改正の主旨と内容は、子育てに困難を抱える世帯が顕在化している状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の養護が図られた児童福祉施策を推進することを主旨とし、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援を市町村に求める内容となっています。

同法により、第 3 期子ども・子育て支援事業計画において策定される地域子ども・子育て支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が創設されました。

本計画においても、これらの新規事業についてその実施の検討を進めることについて示すこととします。

また、令和 4 年に子ども・子育て支援法が改正され、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画において任意記載事項が新たに加えられました。その内容は「関係機関の連携会議の開催等」「関係機関の連携を推進する取組の促進」です。

本計画においても、子育て支援に関する関係機関との連携について従前より取り組んできたものを振り返り、充実を図るよう検討してまいります。

(2) 保育の必要性の認定区分

幼児期の教育・保育を受けることを希望する保護者は、市町村に申請して「保育の必要性の認定（支給認定）」を受け、市町村は認定結果に応じた「認定証」を発行します。認定された保育の必要性の有無や保育の必要量に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園などの中から、保護者がそれぞれのニーズに合った施設や事業を選択し、市町村は必要に応じた相談、調整などを行います。

● 認定区分

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設等
1号認定	3～5歳	なし（学校教育）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり（保育認定）	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり（保育認定）	保育所、認定こども園、地域型保育

（子ども・子育て支援法第 19 条）

(3)地域子ども・子育て支援事業

	事業名
①	利用者支援事業
②	地域子育て支援拠点事業
③	妊婦健康診査
④	乳児家庭全戸訪問事業
⑤	養育支援訪問事業
⑥	子育て短期支援事業
⑦	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
⑧	一時預かり事業
⑨	延長保育事業
⑩	病児保育事業
⑪	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
⑭	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
⑮	子育て世帯訪問支援事業
⑯	児童育成支援拠点事業
⑰	親子関係形成支援事業
⑱	産後ケア事業
⑲	妊婦等包括相談支援事業

(4)対象となる子ども

本計画において支援の対象となる子どもは以下の通りです。

0歳	0歳～5歳	6歳～11歳 (学校教育を除く)	12歳～17歳
子ども・子育て支援法			
次世代育成支援対策推進法			

2 教育・保育提供区域の設定

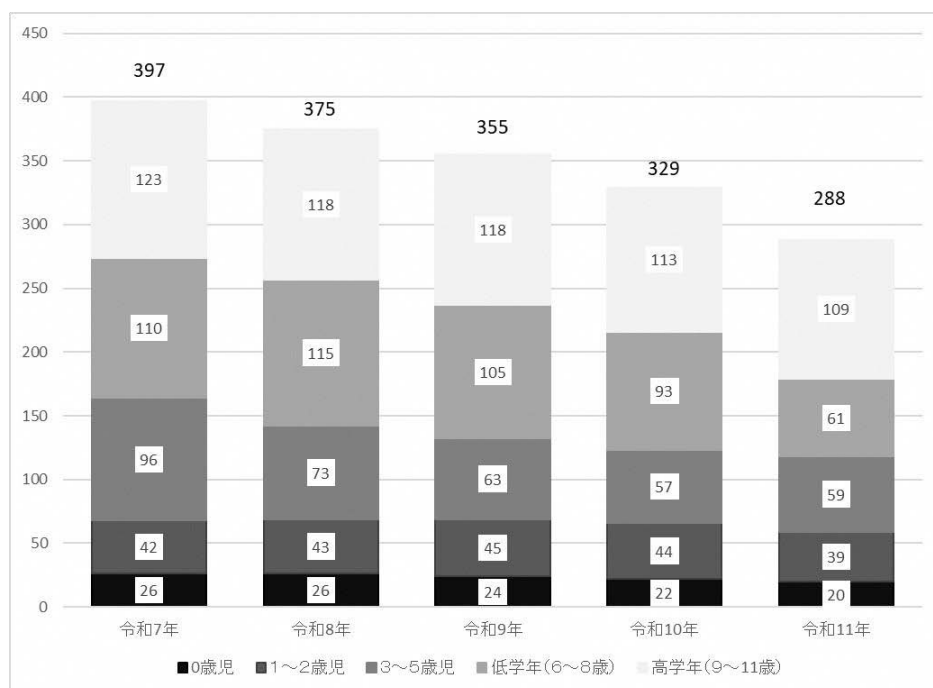
本町では、第1期計画より、各事業の実施状況も踏まえ、全町1区域と設定しています。各事業の実施状況は現在も大きく変わってはいないことから、本計画においても提供区域については現行計画を踏襲し、引き続き全町1区域と設定します。

3 推計児童人口

(1)推計児童人口

年 齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	26	26	24	22	20
1歳	22	24	24	23	21
2歳	20	19	21	21	18
3歳	27	20	19	21	20
4歳	28	26	19	18	20
5歳	41	27	25	18	19
小 計	164	142	132	123	118
6歳	37	41	27	25	18
7歳	37	37	41	27	18
8歳	36	37	37	41	25
9歳	43	37	38	38	28
10歳	38	43	37	38	43
11歳	42	38	43	37	38
小 計	233	233	223	206	170
合 計	397	375	355	329	288
0歳(再掲)	26	26	24	22	20
1～2歳(再掲)	42	43	45	44	39
3歳(再掲)	27	20	19	21	20
4～5歳(再掲)	69	53	44	36	39
3～5歳(再掲)	96	73	63	57	59
低学年(再掲)	110	115	105	93	61
高学年(再掲)	123	118	118	113	109

浜中町人口ビジョン（令和2年）によると、社会人口問題研究所推計に対して、浜中町の人口減少抑制策の効果が表れた場合、令和12年において総人口で212人（社人研推計4,645人、町の推計4,857人）の人口減少抑制効果を見込んでいます。これは合計特殊出生率の上昇や、子育て世帯の社会減の抑制などを見込んだものであり、単純にこの数値を前提として推計児童人口を計算することはできませんが、できる限りこの予測に近づけるよう、本計画の施策を検討します。



※コーホート変化率法による推計

4 教育・保育の量の見込みと提供体制

(1)保育の量の見込みと確保策

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3号(0歳)	2	2	2	2	2
	3号(1歳)	12	13	12	11	11
	3号(2歳)	13	13	13	13	12
	2号(3～5歳)	59	51	46	48	48
確保策	町内保育所	111	111	111	111	111
	3号(0歳)	5	5	5	5	5
	3号(1歳)	13	13	13	13	13
	3号(2歳)	13	13	13	13	13
	2号(3～5歳)★	80	80	80	80	80
	町内認定こども園	0	0	0	0	0
	小規模保育	0	0	0	0	0
	家庭的保育	0	0	0	0	0
	町外保育所	0	0	0	0	0

確保方策

計画期間中の入所見込み児童数が定員内にあるため、保育所数および定員数を現状維持とします。認可外保育所においては、2歳6か月以上のお子さんを受け入れることとし2歳6か月未満のお子さんは認可保育所で受け入れることとします。

(2)教育の量の見込みと確保策

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号(3～5歳)	2	2	2	2	2
	2号(3～5歳) (教育ニーズ)	0	0	0	0	0
確保策	特定教育・保育施設 ☆	4	4	4	4	4
	1号(3～5歳)	4	4	4	4	4
	2号(3～5歳)	0	0	0	0	0
	町外幼稚園	0	0	0	0	0

確保方策

2号認定のお子さんは保育所に入所することが可能であることから、幼児期の学校教育(幼稚園)については実施せず、他連携機関に関する情報の提供を行います。

表中☆の()の確保「(1)保育」の町内保育所2号(3～5歳)★にて2号(3～5歳)のみ受け入れます。

5 地域子ども・子育て支援事業

(1)利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

母子保健型

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所数	1	1	1	1	1
確保策	箇所数	1	1	1	1	1

確保方策

子育て世代包括支援センター母子保健型（健康福祉課）と関係各課が連携し、妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延利用数	2,400	2,400	2,343	2,237	2,095
確保策	延利用数	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	霧多布子育て支援センター	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	茶内子育て支援センター	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

確保方策

霧多布子育て支援センター（霧多布保育所内）と茶内子育て支援センター（茶内保育所内）の2か所において、子育て親子の交流の場の提供と子育てに関する相談、援助を行うとともに、より充実した子育て支援事業を実施し、利用者の増加を図ります。

(3)妊産婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延利用数	24	22	22	20	20
確保策	延利用数	24	22	22	20	20

確保方策

母子健康手帳交付時に本事業の案内を行い、すべての妊婦が事業を利用できるよう周知を図るとともに、健診率の向上に努めます。

(4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延利用数	26	24	22	22	20
確保策	延利用数	26	24	22	22	20

確保方策

保健師による家庭訪問を実施し、母子の心身の状況や養育環境の把握に努めるとともに、子育て支援の情報提供や、育児に関する助言相談を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

(5)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延利用数	9	9	8	7	7
確保策	延利用数	9	9	8	7	7

確保方策

乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業等で、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭を訪問し、保健師等による相談支援を継続し、育児環境の改善に努めます。

(6)子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

※本町において実績はありません。

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延利用数	0	0	0	0	0
確保策	延利用数	0	0	0	0	0
	施設数	0	0	0	0	0

確保方策

必要時には児童養護施設等につなげるなど、児童の安全確保や子育て支援に努めます。

(7)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（サポート会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延利用数	27	25	24	22	21
確保策	延利用数	50	50	50	50	50

確保方策

第3期計画期間中においては、ニーズの把握に努め実施を検討します。

(8)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延利用数	94	81	74	76	76
確保策	延利用数	94	81	74	76	76
	施設数	2	2	2	2	2

確保方策

認可保育所2か所において一時預かり事業を実施します。

(9)延長保育事業(時間外保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。本町では、各保育所と連携し、通常の利用日における居残り保育（定時～午後6時30分まで）と延長保育（午後6時30分から午後7時まで）を組み合わせ保護者のニーズに対応しています。

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		30	28	26	26	26
確保策		30	28	26	26	26

確保方策

認可保育所2か所において延長保育事業を実施します。

(10)病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

※本町において実績はありません。

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延利用数	0	0	0	0	0
確保策	延利用数	0	0	0	0	0

確保方策

看護師等の確保が難しいことから、関係団体と連携を図り、実施体制の整備に努めます。

(11)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	20	19	17	16	14
	2年生	13	12	11	10	9
	3年生	14	13	12	11	10
	4年生	9	8	8	7	6
	5年生	3	3	3	2	2
	6年生	1	1	1	1	1
	合計	60	56	52	47	42
確保策	登録児童数	60	60	60	60	60
	施設数	2	2	2	2	2

確保方策

茶内放課後児童クラブ（農業者トレーニングセンター内）及び霧多布放課後児童クラブ（霧多布小学校内）の2か所で実施し、小学校6年生まで受け入れます。

また、長期休業期間中の利用開始時間を早め、その他の期間についても、利用終了時間を延長し、保護者や児童の利便性、安全性を図ります。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。幼児教育・保育の無償化に際し、地域により、新制度未移行幼稚園の副食費相当額の補助を行う事業です。

※現在、保育所において、日用品、文房具、その他保育に必要な物品の購入に要する費用を徴収しておらず、この事業を行いません。

(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

(14)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(新規)

親の就労状況に関わらず、子どもを保育所に預けられる制度です。また、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。保育所等関係機関と連携し、適切に見込み量を算出したうえで実施を検討いたします。

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳児	2	2	2	2	2
確保策		-	2	2	2	2
量の見込み	1歳児	2	2	2	2	2
確保策		-	2	2	2	2
量の見込み	2歳児	1	1	2	2	1
確保策		-	1	2	2	1

※新規事業のため、実績による推計ではなく、潜在的な利用者を推計する方法によって量の見込みを計算しています。

確保方策

令和7年度において確保策を検討し、令和8年度から事業を開始する予定です。

(15)子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。本町では民生委員、児童委員、保健師等と連携して実施しています。

(16)児童育成支援拠点事業(新規)

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。児童クラブ等関係機関と連携し、実施を検討いたします。

(17)親子関係形成支援事業(新規)

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。要保護児童や支援を必要とする家庭の動向・ニーズを勘案し、実施を検討いたします。

(18)産後ケア事業

妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、母子保健推進員、愛育班員等の母子に係る地域の人的資源や、研修を受けた子育て経験者・シニア世代の者、保健師、助産師、保育士等の専門職等が、不安や悩みを傾聴し、相談支援（寄り添い）を行う事業です。本町では保健所等と連携し実施しています。

(19)妊婦等包括相談支援事業(新規)

妊娠期から出産・子育てまで、一貫して身近な支援者として、様々なニーズに即した必要なサポートにつなぐ伴走型の相談支援を行う事業です。本町では子育て支援センター等関係機関と連携し実施しています。

第 6 章 計画の推進と点検体制

1 行政・住民・地域団体・企業等の役割

(1)行政の役割

行政（町）は、この計画の内容を広く住民に知らせるとともに、施策の実施主体として、各事業を計画的に推進します。また、住民主体のボランティア活動を積極的に育み、民間活力の導入を図るなど、住民、企業、団体、国、道などと連携協力を進めます。

また、町は、町民に最も近い行政として、必要に応じて、住民の期待や要望を国・道に伝え、支援の充実や制度の見直しを促します。

(2)住民(個人・家庭)の役割

子育ての基本は家庭にあります。子育て家庭は、子どもを一人の人格をもった人間として尊重し、子どもの最善の利益が実現されるよう、家族が協力して子育てにあたります。

また、地域社会は社会全体で子育てを担うという認識のもと、家庭環境、心身の障がいの有無などに関わらず、すべての子どもが健全に成長できるよう、温かい目で見守るとともに、子ども同士や子どもと地域の人々との交流を通じて、地域の子育てを支援するように努めます。

(3)地域団体

町内会、子ども会や育成会などの地域団体は、子育てを支援する地域社会をつくるための核として、子どもの見守りや各種の育成活動を積極的に展開するように努めます。

また、子どもが、子どもたち同士や地域の大人や高齢者とのふれあいを通じて、ともに学び、体験を深められるよう、多様な交流に努めるとともに、地域活動、ボランティア活動、NPO活動などへの参加の拡大に努めます。

(4)企業等の役割

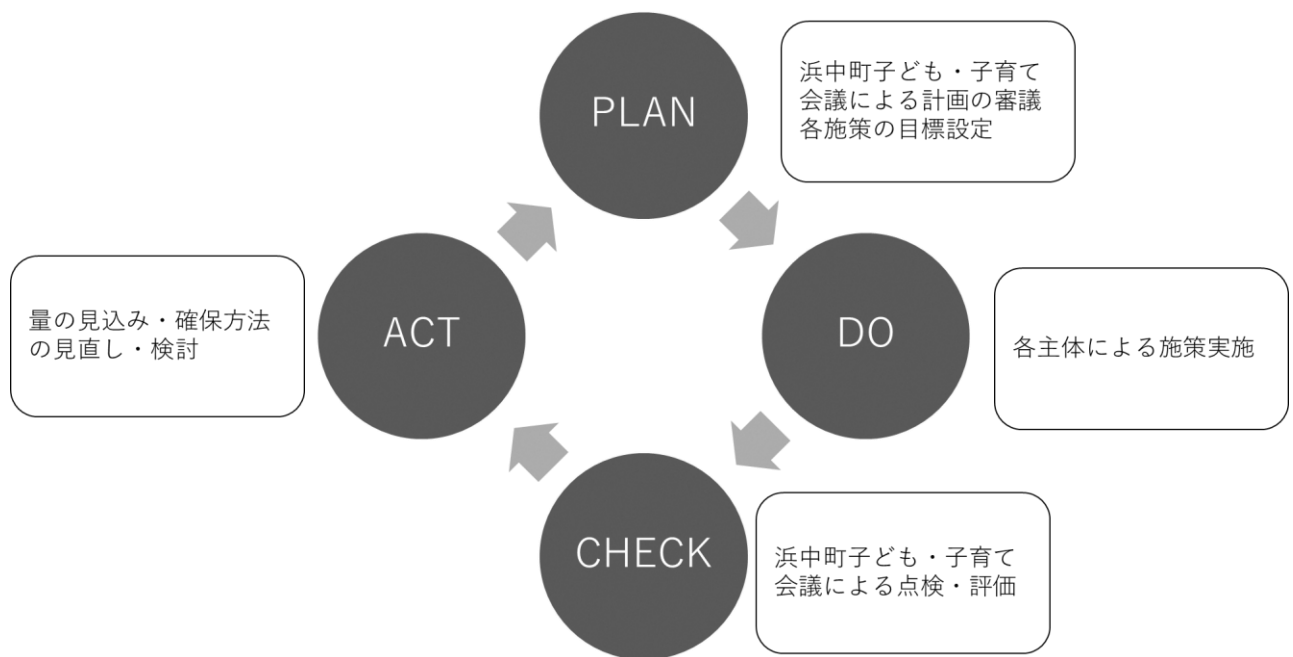
企業および商工会、漁協・農協などの経済団体は、子どもが社会の活力の源であることを踏まえ、保護者が子育ての喜びと働く喜びを同時に得ることができるよう就労環境の整備に努めるとともに、子どもが健全に育つための環境整備や社会参画、体験学習の機会などの福祉、教育、芸術、文化、スポーツ活動など地域社会への貢献活動の充実に努めます。

2 計画の推進体制

(1) 庁内における推進体制の充実

本計画の推進に当たっては、町長が本部長となり、全庁的な体制のもとに、各年度においてその実施状況を把握・点検しながらその後の対策を実施していきます。

計画の推進、チェック、振り返りと見直しについては以下に示す PDCA サイクルによって取り組みます。



(2) 子ども・子育て会議の設置

前述の PDCA サイクルにあるとおり、計画の策定・実施、評価に当たって「浜中町子ども・子育て会議」を設置し、本計画による子ども・子育て支援の施策の内容について審議を行います。

(3)住民参加による計画の推進

「浜中町子ども・子育て会議」の構成員には、現に小学生以下の児童を養育している保護者や民生委員・児童委員などを含めて委嘱し、広く意見や提言を得ること、また、計画策定に際して保護者アンケートを実施するなど、計画の策定・推進体制において住民の参加を促します。

町長とパパ・ママ子育て座談会を定期的を開催し、子育て世帯から直接子育てに関する相談事、要望などを聞く機会とします。

子ども自身の意見を聴取する機会を設け、本町の子育て関連事業について意見を聴き、新しい取り組みや改善策について提案を受けます。

(4)関係機関による連携の促進

地域全体で子育てを推進する理念のもと、子育てに関係する各機関や団体等に呼びかけ、連携を強固にすることで、様々な課題に効果的に取り組むことを目指します。

資料編

浜中町子ども・子育て会議設置要綱

平成 25 年 9 月 1 日訓令第 23 号

浜中町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援に関する事業について、地域の子ども及び子育て家庭の実情に即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、浜中町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 浜中町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 浜中町次世代育成支援地域行動計画の評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主及び労働者
- (3) 子ども・子育て支援事業関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補充するものとし、任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理するとともに会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第 6 条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(会議の運営)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附則(令和 4 年 3 月 31 日訓令第 28 号)

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

浜中町子ども・子育て会議委員名簿

区分	所属	氏名	備考
民生委員・児童委員	浜中町民生児童委員協議会会長	藤枝 敦子	
	浜中町民生児童委員主任児童委員	澤辺 保子	
	浜中町民生児童委員主任児童委員	山口 ひとみ	
社会福祉団体	浜中町社会福祉協議会事務局長	江崎 倫正	
学識経験者	浜中町校長会 経営部長	柏尾 和市	浜中中学校長
現に小学生以下の児童を 養育している保護者	浜中町PTA連合会会長	小松 明	浜中中学校 PTA 会長
	霧多布保育所父母の会会長	齋藤 亮祐	
	茶内保育所父母の会会長	柴田 恭平	
保育所関係職員	浜中町保育所所長	中山 和生	
子育て支援センター職員	浜中町子育て支援センター	永井 恵里	
教育委員会職員	浜中町教育委員会生涯学習課長	安住 貴志	
	浜中町教育委員会指導室長	寺田 順	
事業主	浜中町総務課職員係長	西 尚哉	
福祉関係職員	浜中町健康福祉課長	渡部 直人	
保険関係職員	浜中町健康福祉課健康推進係長	中山 千鶴	

浜中町子ども・子育て会議

月 日	名称	内容
令和 6 年 8 月 29 日 (木)	第 1 回浜中町 子ども・子育て会議	○第 3 期浜中町子ども・子育て支援事業計画 策定に係る概要説明について ○アンケート調査にかかる意見 ○主要施策の実績について
令和 6 年 12 月 23 日 (月)	第 2 回浜中町 子ども・子育て会議	○第 3 期浜中町子ども・子育て支援事業計画 素案の概要説明について ○町長とパパ・ママ子育て座談会での意見 について ○子ども・子育て会議の定例化について
令和 7 年 3 月 17 日 (月)	第 3 回浜中町 子ども・子育て会議	○第 3 期浜中町子ども・子育て支援事業計画 素案の承認について ○施策の評価・見直し体制について

浜中町 第3期子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月

発 行 浜中町役場 健康福祉課

〒088-1513

北海道厚岸郡浜中町湯沸4 4 5 番地

TEL 0153-62-2207 FAX 0153-62-3049

編 集 浜中町子ども・子育て会議

